

福岡市保健福祉審議会 第1回高齢者保健福祉専門分科会議事次第

日 時 平成 21 年 9 月 3 日 (木) 15:00~
場 所 アクロス福岡 7 階 大会議室

I 開会

II 審議事項

専門分科会長及び副専門分科会長の選任について

III 報告事項

- 1 福岡市高齢者保健福祉計画について
- 2 今年度の主な取り組み事項等
- 3 国・県の動向について

IV その他

高齢者保健福祉専門分科会の今後の進め方について

V 閉会

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会委員名簿

氏 名	団体名等
青木 武	福岡市自治協議会等7区会長会
石田 重森	福岡大学名誉学長
井上 昭義	被保険者代表(公募)
岩城 和代	岩城法律事務所
内田 秀俊	認知症の人と家族の会福岡県支部
浦田 裕	西日本新聞社論説委員会
遠藤 文彦	福岡市社会福祉協議会
大木 麻美子	福岡市老人福祉施設協議会
小山 寿美子	福岡県社会福祉士会
川口 秀子	福岡県介護福祉士会
熊谷 敦子	福岡市議会議員
古賀 清恵	NPO笑顔
佐藤 芙美子	被保険者代表(公募)
柴口 里則	福岡県介護支援専門員協会
下郡 貴美恵	被保険者代表(公募)
白津 陽一	被保険者代表(公募)
竹之内 徳盛	福岡市老人クラブ連合会
田代 多恵子	福岡県看護協会
手塚 裕一	(社)福岡県高齢者能力活用センター
黨 實雄	福岡市民生委員児童委員協議会
中山 郁美	福岡市議会議員
長柄 均	福岡市医師会
鳩野 洋子	九州大学
廣津留 瑛子	福岡市介護保険事業者協議会
水城 四郎	福岡市議会議員
安川 仁	(株)九電工

(敬称略・50音別)

福岡市保健福祉審議会

平成 21 年度第1回高齢者保健福祉専門分科会資料

資料 1 高齢者保健福祉専門分科会の運営等について

1 福岡市保健福祉審議会条例	2
2 福岡市保健福祉審議会施行規則	5
3 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱	7
4 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会の運営体制	10

資料 2 福岡市高齢者保健福祉計画について

1 高齢者保健福祉施策について	13
2 介護保険事業計画について	35
(1) 第4期介護保険事業計画の概要	
(2) 第3期介護保険事業の実施状況	

資料 3 今年度の主な取組み事項等について

○ 福岡市安心生活確保のための生活支援事業（モデル事業） の実施について	52
○ 認知症サポーター養成の取組状況	54
○ 介護拠点等の緊急整備にかかる本市の取組について	56
○ 介護保険料減免の一部改正について	58

資料 4 国・県の動向について

○ 要介護認定の見直しについて	64
○ 介護分野における経済危機対策について	77
・ 介護従事者等の待遇改善について	

資料 5 分科会の今後の進め方について

○ 高齢者保健福祉専門分科会の今後のスケジュール（案）について	98
---------------------------------	----

高齢者保健福祉専門分科会の運営等について

1 福岡市保健福祉審議会条例

平成 19 年福岡市条例第 11 号

(設置)

第1条 社会福祉をはじめとした保健福祉施策を総合的に推進するため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「社福法」という。）第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「障基法」という。）第 26 条第 1 項に規定する地方障害者施策推進協議会及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 9 条第 1 項に規定する地方精神保健福祉審議会として、福岡市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長の諮問に答え、意見を述べるほか必要な事務を処理するものとする。

- (1) 社福法第 7 条に規定する社会福祉に関すること。
- (2) 障基法第 26 条第 2 項に規定する障がい者施策に関すること。
- (3) 精神保健福祉法第 9 条に規定する精神保健及び精神障がい者福祉に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、社福法第 9 条に規定する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員及び臨時委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議するため、次の各号に掲げる専門分科会を置き、

当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

- (1) 地域保健福祉専門分科会 地域保健福祉に関する事項
 - (2) 高齢者保健福祉専門分科会 高齢者の保健福祉に関する事項
 - (3) 障がい者保健福祉専門分科会 社福法第11条第1項に規定する身体障がい者の福祉に関する事項その他障がい者の保健福祉に関する事項
 - (4) 健康づくり専門分科会 健康づくりに関する事項
 - (5) 民生委員審査専門分科会 社福法第11条第1項に規定する民生委員の適否の審査に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に定める事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。
 - 3 専門分科会の委員は、審議会の委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
 - 4 専門分科会に専門分科会長（以下この条において「分科会長」という。）及び副専門分科会長（以下この条において「副分科会長」という。）を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 5 分科会長は、専門分科会の会務を総理する。
 - 6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 7 専門分科会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 8 審議会は、法令に定めがあるもののほか、規則で定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができます。
 - 9 前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員の4分の1」とあるのは「専門分科会の委員の4分の1」と、「委員及び議事に關係のある臨時委員」とあるのは「専門分科会の委員」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会は、障がい者保健福祉専門分科会に置くものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の福岡市社会福祉審議会条例(平成12年福岡市条例第16号。次項において「廃止前の社会福祉審議会条例」という。)による福岡市社会福祉審議会並びにその委員長、副委員長、委員及び臨時委員は、それぞれ、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)において、この条例の規定により置かれた審議会並びにその委員長、副委員長、委員及び臨時委員となるものとする。

3 廃止前の社会福祉審議会条例による福岡市社会福祉審議会に置かれた地域福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、専門分科会副会長及び専門分科会の委員は、それぞれ、施行日において、この条例の規定により置かれた地域保健福祉専門分科会、高齢者保健福祉専門分科会、障がい者保健福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、副専門分科会長及び専門分科会の委員となるものとする。

4 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、平成21年1月20日までとする。

(福岡市社会福祉審議会条例等の廃止)

5 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 福岡市社会福祉審議会条例

(2) 福岡市障がい者施策推進協議会条例(昭和52年福岡市条例第22号)

(3) 福岡市精神保健福祉審議会条例(平成8年福岡市条例第15号)

2 福岡市保健福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市保健福祉審議会条例(平成19年福岡市条例第11号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、福岡市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 条例第7条第8項の規定により審議会の決議とする事項は、次の各号に掲げる専門分科会の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 地域保健福祉専門分科会 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉専門分科会 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画に関する事項及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画に関する事項
- (3) 障がい者保健福祉専門分科会 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画に関する事項及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関する事項
- (4) 健康づくり専門分科会 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に関する事項
- (5) 条例第7条第2項の規定により置かれた専門分科会 あらかじめ審議会の委員長が定めた事項

2 専門分科会長は、専門分科会における調査審議の結果を審議会の委員長に報告するものとする。

(部会)

第3条 専門分科会長が必要と認めるときは、専門分科会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査部会)

第4条 条例第8条に規定する審査部会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する身体障がい者の障がい程度の審査
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項に規定する医師の指定に当たっての意見
 - (3) 更正医療を担当する医療機関の指定等に当たっての意見
- 2 前条第3項から第5項までの規程は、審査部会について準用する。

(規定外の事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(福岡市社会福祉審議会条例施行規則の廃止)
- 2 福岡市社会福祉審議会条例施行規則(平成12年福岡市規則第99号)は、廃止する。

3 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市保健福祉審議会条例第7条第1項第2号の規定に基づいて設置される、福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第2条 専門分科会に、次の各号に掲げる部会を設置する。

- (1) 高齢者支援事業部会 定数10名以内
- (2) 介護給付費・基盤整備部会 定数10名以内

2 前項各号に定める部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

4 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で可決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

6 部会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

7 部会の会長は、部会における調査審議の結果を専門分科会長（以下「分科会長」という。）に報告するものとする。

8 部会の会議は、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや市民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、これを非公開とする。

(会議の公開)

第3条 専門分科会の会議は、これを公開する。

2 議題を非公開とする場合の決定は分科会長に一任する。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は30名以内とする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴を希望する者に傍聴整理券を配布し、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は抽選により決定する。

2 傍聴人は傍聴受付で必要事項を記入して、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帶びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は静謐を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 飲酒又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話の受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、分科会長の許可を得た場合を除く
- (6) その他議事の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、分科会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(庶務)

第9条 専門分科会の庶務は、保健福祉局高齢者・障がい者施策推進部施策推進課において処理する。

2 部会の庶務は、保健福祉局の所管課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。
- 2 最初の部会は、第2条第3項の規定にかかわらず高齢者保健福祉専門分科会長が招集する。

別表(第2条関係)

部会の所掌事務

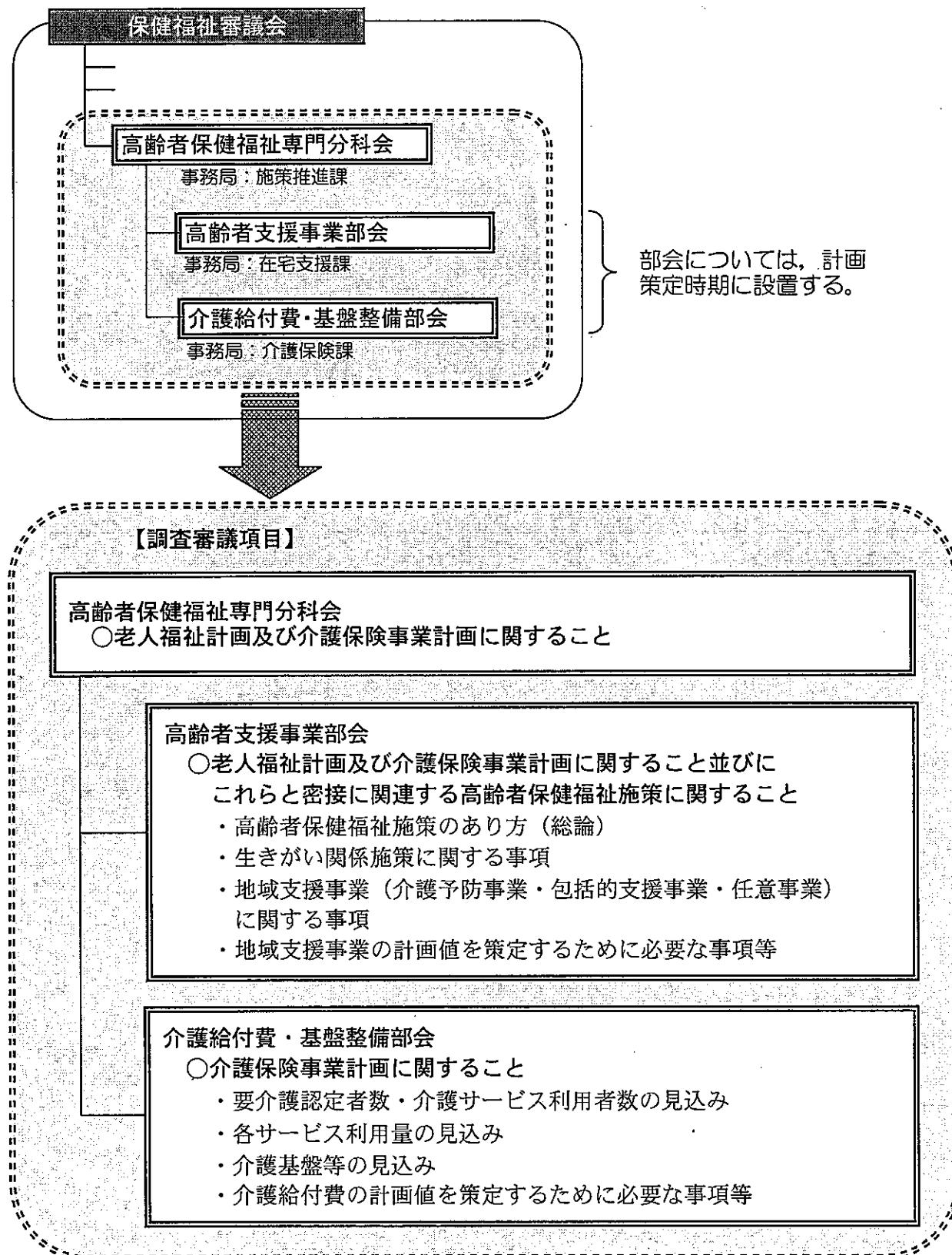
1 高齢者支援事業部会

- 当該部会は、老人福祉計画の総論及び生きがい関係施策と介護保険事業計画の地域支援事業関係等の在宅施策を主に担当し、検討していくものとする。
 - (1) 今後の高齢者保健福祉施策のあり方（総論）と生きがい関係施策のあり方
 - (2) 地域支援事業（介護予防事業、包括的支援・任意事業）の対象者の推計に関すること
 - (3) 地域支援事業（介護予防事業、包括的支援・任意事業）の目標量及び費用の見込みに関すること
(ただし、包括的支援事業のうち地域包括支援センター運営協議会の決定事項に係るものを除く。)
 - (4) その他介護予防に必要な事業等の保健福祉事業の実施に関する事項

2 介護給付費・基盤整備部会

- 当該部会は、介護保険事業計画における介護サービスの見込みや基盤整備の推進などの事項を主に担当し、検討していくものとする。
 - (1) 要介護認定者数等及び介護サービス（介護保険施設・地域密着型サービス、居住系サービス、居宅系サービス）の利用見込みに関すること
 - (2) 介護保険施設及び介護保険外施設の整備に関すること
 - (3) 市町村特別給付に関すること
 - (4) 地域密着型サービスの指定等に関すること
 - (5) その他介護給付費の見込を策定するために必要な事項や介護保険事業の円滑な推進に関すること

4 福岡市保健福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会の運営体制



福岡市高齢者保健福祉計画について

1 高齢者保健福祉施策について

(1) 高齢者保健福祉計画（平成 21～23 年度）の概要

① 高齢者保健福祉計画について

本計画は、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間において、本市の持続可能な高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るため、高齢者に関する各種施策の基本方針及び具体的な事業展開並びに介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を定めるものとして、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

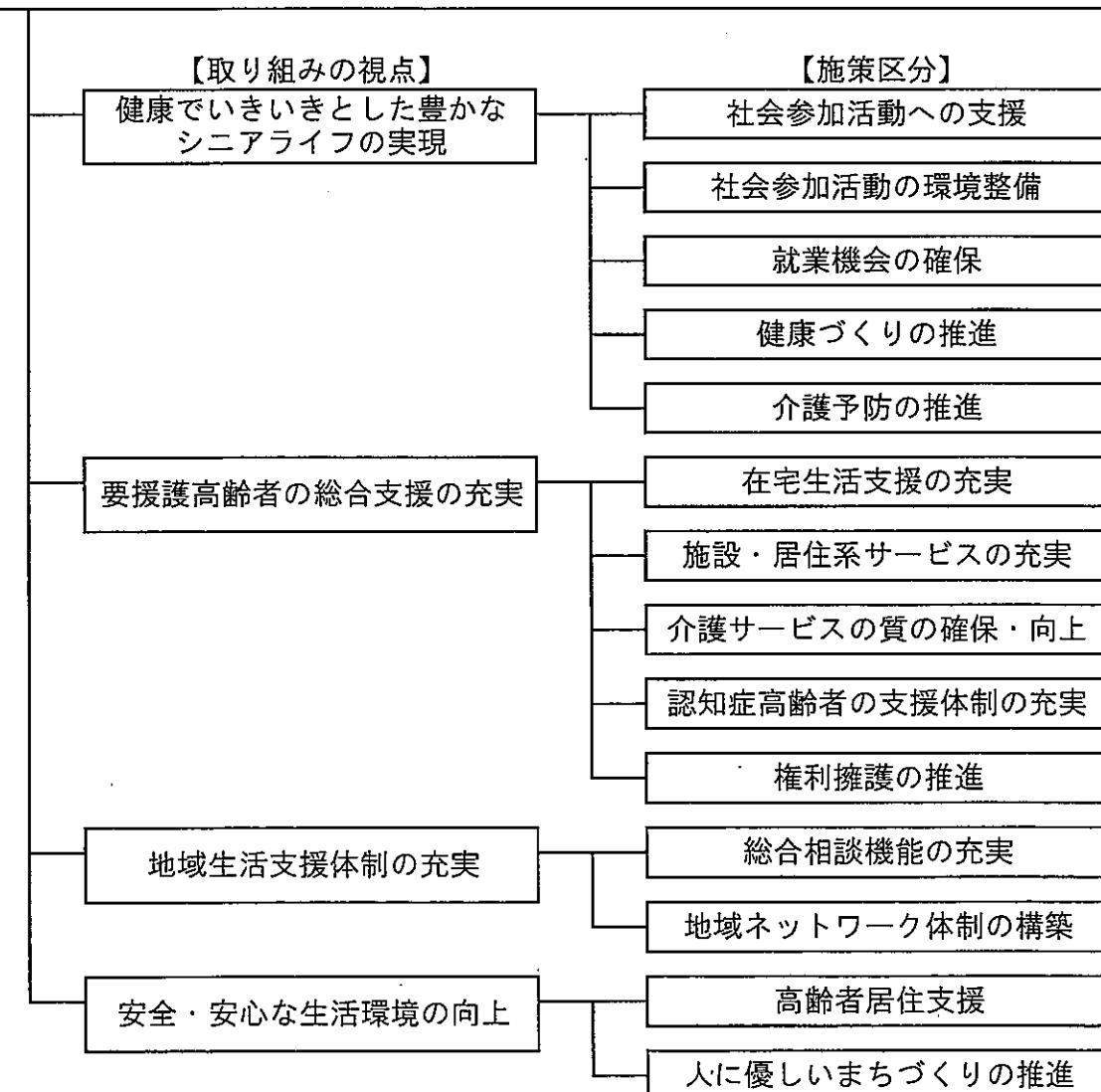
② 計画の基本理念と取り組みの視点

今後到来する「本格的な高齢社会」に向けて実現すべき目標として基本理念を掲げ、その実現のために 4 つの取り組みの視点に基づいて、高齢者保健福祉施策を総合的に推進していきます。

特に健康づくり・介護予防の推進、認知症高齢者への総合的支援、地域で高齢者を支える総合支援体制の構築を重点的に推進します。

【基本理念】

高齢者一人ひとりが、生きがいを持ち尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができる地域社会の形成



③ 高齢者保健福祉施策の総合的な推進

〔高齢者保健福祉計画（平成21年度～23年度）における重点項目〕

ア 介護予防の推進

●特定高齢者施策の充実

●継続して健康づくり・介護予防に取り組むことができる体制づくり

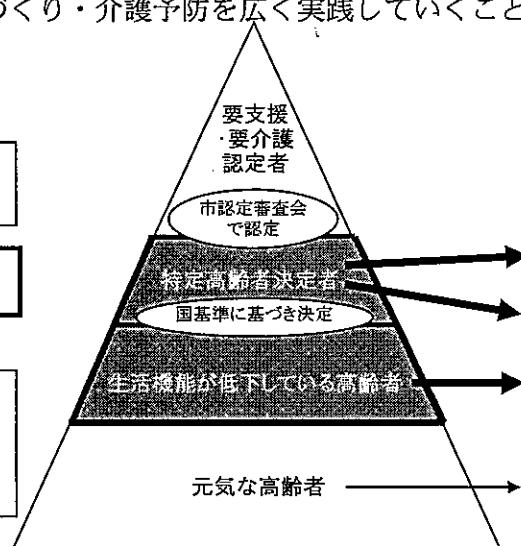
●市民と共に働くして健康づくり・介護予防を広く実践していくことができる環境づくり

H18年度～H20年度

【介護給付】
【予防給付】

【特定高齢者施策】の創設

【一般高齢者施策】の推進
○転倒予防教室
○生き活き講座 等



H21年度～H23年度

【介護給付】
【予防給付】

【特定高齢者施策】

○転倒予防教室

○(新規) 継続的な教室

○生き活き講座

○(新規) 住民と共に働くした健康づくり（啓発強化等）

「高齢者の状況に応じた介護予防事業の強化」
「一般高齢者施策」

【特定高齢者施策の推進】

①平成18年度特定高齢者施策の創設に伴い、施策の推進を強化してきたが、対象者の把握が少ない、把握しても本人が希望しないなどで、施策参加者が見込値を大幅に下回った。施策参加者は、8割以上が生活機能の維持・改善をしており、施策の効果が上がっている。

②従来より実施している一般高齢者施策は、見込値を上回り、多くの高齢者の参加を得た。3回以上の教室については、体力の維持・改善がみられるなど、効果が上がっている。



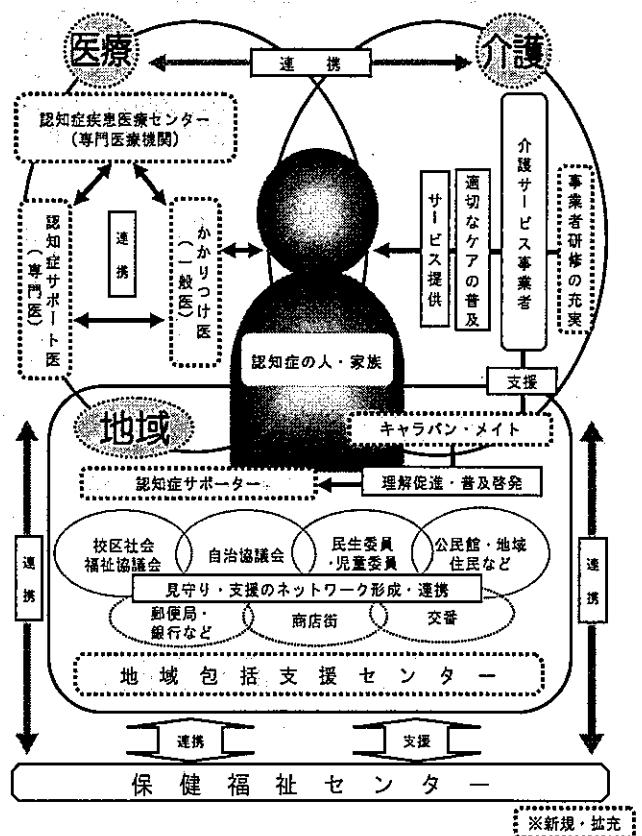
【特定高齢者施策・一般高齢者施策の一体的推進】

①特定高齢者施策は、継続して実施する。
②一般高齢者施策のなかで、生活機能が低下している高齢者が参加でき、継続して健康づくり・介護予防事業に取り組むことができるための事業を創設する。
③一般高齢者施策の内容を整理し、市民と共に働くして健康づくり・介護予防を広く実践していくことができる環境を整える。

→自ら健康づくりに取り組む高齢者が増える！

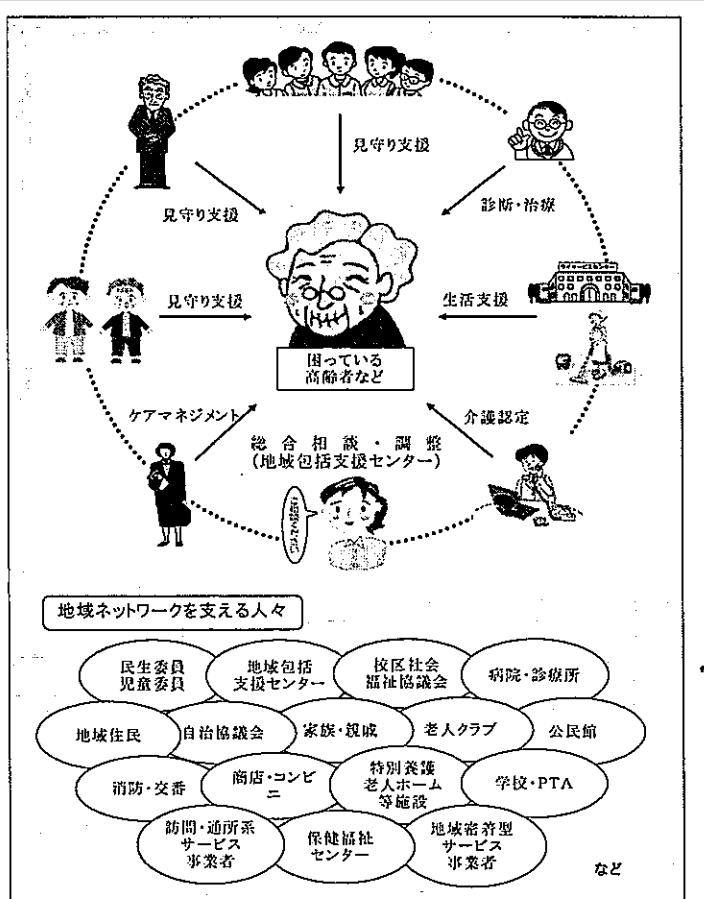
イ 認知症高齢者支援体制の充実

- 介護と医療の連携推進に向け、認知症サポート医養成やかかりつけ医研修による早期発見・早期治療体制の整備や、認知症連携担当者の配置による介護との連携や一般開業医等への研修を行う「認知症疾患医療センター」の指定について検討
- 認知症高齢者や若年性認知症者を地域で見守り・支援する連携体制づくりを推進する「認知症キャラバン・メイト」を養成するとともに、そのメイトが講師役となって、認知症高齢者とその家族を見守る「認知症サポートー」を養成することによる、認知症に対する知識の普及啓発と地域の見守り体制づくり
- 介護と医療及び地域が相互に連携して認知症高齢者とその家族を支援する仕組みづくりや地域包括支援センターと地域のつながりをこれまで以上に強め、相談機能や地域でのネットワーク機能の強化



ウ 地域ネットワーク体制の構築

- 地域包括支援センターを市内 28 箇所から 39 箇所に増設し、高齢者に対する総合相談機能強化や地域で高齢者を支える体制の充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援
- 認知症高齢者や社会から孤立した一人暮らし高齢者などの見守りや災害時の要援護者に対する安否確認などの総合的な支援体制の構築
- 一人暮らしなどで支援が必要な高齢者に買い物、ゴミ出し等の日常生活支援などをを行う地域での支援ネットワークの推進



(2) 高齢者保健福祉施策の実施状況

① 健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現

高齢期を元気で健康に生きがいを持って生活することができるよう、継続的な健康づくりや介護予防を推進していくとともに、地域社会の支え手の一員として、これまで培ってきた豊かな経験、知識、能力を活かした就業や社会参加、ボランティア等の地域貢献活動を支援する。

ア 社会参加活動への支援

高齢者が教養をさらに高め、文化・スポーツ、地域活動を通じて高齢期を豊かで健康的な生活を維持できるよう支援に努めるとともに、自己実現への欲求や地域社会への参加意欲を充足できるような、高齢者の社会参加のあり方について検討していく。

事業名	事業概要と実績								
老人クラブ	<p>高齢者の社会参加を進め、その生活を健康で豊かなものとする。</p> <p>①老人クラブ組織（単位老人クラブ、活動推進員、連合会） ②日常的活動（友愛訪問、ゲートボール大会、グラウンド・ゴルフ大会、高齢者農園、囲碁将棋大会、美術展） ③高齢者保健福祉大会・高齢者スポーツ大会</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末会員数(人)</td><td>52,623</td><td>51,023</td><td>50,274</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年度末会員数(人)	52,623	51,023	50,274
年度	18	19	20						
年度末会員数(人)	52,623	51,023	50,274						
老人福祉センター	<p>高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーション等の便宜を総合的に提供する。</p> <p>①教養講座 ②相談事業 ③高齢者創作講座 ④老人教室 ⑤入浴サービスなど</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td><td>422,634</td><td>449,526</td><td>454,018</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	利用者数(人)	422,634	449,526	454,018
年度	18	19	20						
利用者数(人)	422,634	449,526	454,018						
生きがいと健康づくり推進事業	<p>高齢者が豊かな経験・知識・技能を活かし、生涯を健康で社会活動ができるよう、地域において実施する。</p> <p>①各区において行うスポーツやレクリエーションなど ②高齢者パソコン教室 ③区グラウンド・ゴルフ大会 ④健康づくり教室</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数(人)</td><td>20,324</td><td>21,040</td><td>19,348</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	参加者数(人)	20,324	21,040	19,348
年度	18	19	20						
参加者数(人)	20,324	21,040	19,348						
高齢者創作講座・老人教室	<p>高齢者の社会参加を進め、教養の向上及び相互親睦を図るため、老人福祉センターや老人いこいの家などで、文化や教養、創作に関する講座、教室を実施する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ参加者数(人)</td><td>219,857</td><td>222,873</td><td>219,785</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	延べ参加者数(人)	219,857	222,873	219,785
年度	18	19	20						
延べ参加者数(人)	219,857	222,873	219,785						

事業名	事業概要と実績												
高齢者地域参画支援講座	<p>高齢者が生きがいを持ち、学習活動を通じて習得した知識・技能を活用して積極的に社会参加することができるよう、地域の状況に即した多様な講座を開催する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数(人)</td><td>58,459</td><td>57,538</td><td>55,661</td></tr> <tr> <td>講座数(回)</td><td>146</td><td>143</td><td>137</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	参加者数(人)	58,459	57,538	55,661	講座数(回)	146	143	137
年度	18	19	20										
参加者数(人)	58,459	57,538	55,661										
講座数(回)	146	143	137										
全国健康福祉祭	<p>スポーツ・文化・健康と福祉の総合的祭典への福岡市選手団の参加費を助成する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催地</td><td>静岡県</td><td>茨城県</td><td>鹿児島県</td></tr> <tr> <td>派遣者数(人)</td><td>142</td><td>121</td><td>133</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	開催地	静岡県	茨城県	鹿児島県	派遣者数(人)	142	121	133
年度	18	19	20										
開催地	静岡県	茨城県	鹿児島県										
派遣者数(人)	142	121	133										
敬老金・敬老祝品	<p>多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に敬老の意を表し、敬老金及び敬老祝品を贈呈する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敬老金贈呈者数(人)</td><td>10,185</td><td>10,691</td><td>11,807</td></tr> <tr> <td>敬老祝品贈呈者数(人)</td><td>146</td><td>166</td><td>172</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	敬老金贈呈者数(人)	10,185	10,691	11,807	敬老祝品贈呈者数(人)	146	166	172
年度	18	19	20										
敬老金贈呈者数(人)	10,185	10,691	11,807										
敬老祝品贈呈者数(人)	146	166	172										

イ 社会参加活動の環境整備

高齢者が主体的に社会との関わりを持つことができるよう、これまでに培ってきた経験、知識、能力を活かし、地域活動やボランティア活動に積極的に参加したいという社会貢献意欲の高い高齢者の活躍の場づくりとして、活動拠点の機能強化や関連情報の提供に努める。

また、高齢者の意欲と地域社会のニーズをうまく組み合わせる仕組みづくりを検討するなど、高齢者の社会貢献活動を総合的に支援する環境の充実に努める。

事業名	事業概要と実績								
福祉バス	<p>高齢者団体等のレクリエーション等の団体活動を支援するため福祉バスを運行し、その構成員の社会参加の推進を図る。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人クラブ利用数</td><td>723</td><td>663</td><td>648</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	老人クラブ利用数	723	663	648
年度	18	19	20						
老人クラブ利用数	723	663	648						
高齢者乗車券	<p>高齢者の社会参加を推進し、高齢者福祉の向上に寄与するため、交通費の一部を助成する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績(人)</td><td>84,289</td><td>88,409</td><td>87,971</td></tr> </tbody> </table> <p>* 年度は乗車券交付年度(9/1～翌年9/30)</p>	年度	18	19	20	交付実績(人)	84,289	88,409	87,971
年度	18	19	20						
交付実績(人)	84,289	88,409	87,971						
老人いこいの家	<p>高齢者の教養の向上や相互親睦などの場を提供する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td><td>288,976</td><td>289,440</td><td>302,309</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	利用者数(人)	288,976	289,440	302,309
年度	18	19	20						
利用者数(人)	288,976	289,440	302,309						

事業名	事業概要と実績								
老人福祉センター	<p>高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーション等の活動拠点として機能の充実に努める。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置箇所数</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	設置箇所数	7	7	7
年度	18	19	20						
設置箇所数	7	7	7						
ボランティア・インター シシップ事業	<p>団塊の世代や高齢者が、自ら関心のあるNPO・ボランティア活動やコミュニティ活動を一定期間体験することできる機会を提供し、社会参加活動の促進を図る。</p> <p>H21.6.20 制度説明実施 H21.7.1～翌2.28 体験期間</p>								
ふくおか高齢者はつらつ活 動拠点事業	<p>「教えたい」高齢者と「学びたい」高齢者を結ぶ学習活動や、ボランティアを必要とする学校や社会教育施設などの情報収集・提供、知識・技術を「活かしたい」高齢者などとボランティア活動の場の需給調整を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数(人)</td><td>1,189</td><td>888</td><td>1,975</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	参加者数(人)	1,189	888	1,975
年度	18	19	20						
参加者数(人)	1,189	888	1,975						

ウ 就業機会の確保

高齢者の就業は、収入を得ることのほか、生きがいづくりや社会参加を目的とするなど、就業ニーズが多様化していることから、高齢者の意欲と能力に応じた就業機会が得られるよう支援していく。

事業名	事業概要と実績												
ジルバ一人材 センター	<p>就業を通じて高齢者の能力を活用し、高齢者の社会参加や地域の活性化を図るため、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を有償で引き受け、これを会員に提供する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末会員数(人)</td><td>5,957</td><td>6,092</td><td>6,557</td></tr> <tr> <td>年間就業率(%)</td><td>77.5</td><td>77.1</td><td>75.2</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年度末会員数(人)	5,957	6,092	6,557	年間就業率(%)	77.5	77.1	75.2
年度	18	19	20										
年度末会員数(人)	5,957	6,092	6,557										
年間就業率(%)	77.5	77.1	75.2										
高年齢者職業 相談室	<p>就職を希望する人の求職相談や職業紹介並びに高齢者を雇い入れようとする事業主の求人相談などを行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td><td>7,089</td><td>7,673</td><td>6,120</td></tr> <tr> <td>就職者数(人)</td><td>299</td><td>265</td><td>256</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	相談件数	7,089	7,673	6,120	就職者数(人)	299	265	256
年度	18	19	20										
相談件数	7,089	7,673	6,120										
就職者数(人)	299	265	256										
コミュニティ ビジネス・イ ンターンシッ プ体験事業	<p>働く意欲のある元気高齢者を対象に、コミュニティビジネスの基礎知識を学ぶとともに、高齢者の個々のニーズにあった就業を可能にするため、実際に活動している事業者のもとで就業体験ができる機会を提供する。</p> <p>H21年度から講座及び就業体験の実施 1回目：10月中旬～11月中旬 2回目：11月上旬～12月中旬</p>												

エ 健康づくりの推進

健康づくりは、市民が主体的・自主的に、楽しく・気軽に取り組めるような支援が重要であるため、地域や関係団体等と協力しながら、「健康日本21福岡市計画」に基づくとともに、介護保険の「地域支援事業」とも連携して、家庭や地域で継続して健康づくりに取り組めるよう情報提供や環境づくりを図っていく。

事業名	事業概要と実績																
健康づくり・介護予防市民運動化推進事業	<p>「健康日本21福岡市計画」を推進し、健康づくり・介護予防を市民全体の市民運動として、さらに充実させるため、普及啓発事業等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民啓発大規模イベントの開催 ②市民啓発パンフレットの作成 ③地域の拠点づくりとして公民館等に健康器具等設置 ④「ウォーク＆ライド」でウォーキング推進事業 ⑤健康づくり・介護予防を推進する地域リーダーの育成 <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発イベント参加者数(人)</td><td>—</td><td>2,989</td><td>5,130</td></tr> <tr> <td>地域拠点整備(校区)</td><td>—</td><td>134</td><td>147</td></tr> <tr> <td>地域リーダー育成(人)</td><td>—</td><td>34</td><td>21</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	啓発イベント参加者数(人)	—	2,989	5,130	地域拠点整備(校区)	—	134	147	地域リーダー育成(人)	—	34	21
年度	18	19	20														
啓発イベント参加者数(人)	—	2,989	5,130														
地域拠点整備(校区)	—	134	147														
地域リーダー育成(人)	—	34	21														
健康教育・健康相談	<p>生活習慣病予防、健康増進に関する知識の普及を図り、地域での健康づくり活動を推進するため、保健福祉センターや公民館等において医師・保健師等が健康教育(教室)・健康相談を実施する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康教育参加者数(人)</td><td>31,806</td><td>32,368</td><td>35,684</td></tr> <tr> <td>健康相談参加者数(人)</td><td>20,079</td><td>21,479</td><td>19,378</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	健康教育参加者数(人)	31,806	32,368	35,684	健康相談参加者数(人)	20,079	21,479	19,378				
年度	18	19	20														
健康教育参加者数(人)	31,806	32,368	35,684														
健康相談参加者数(人)	20,079	21,479	19,378														
特定健診・特定保健指導	<p>健康と長寿を確保するため、生活習慣病の予防に有効なメタボリックシンドローム対策を中心とした「特定健診」を行い、必要な人には個人の状況に応じた特定保健指導を、医療保険者の義務として20年度から実施している(福岡市は医療保険者として、40~75歳未満の国民健康保険の被保険者を対象に実施)。</p> <p>全市的な啓発等を行い、受診の習慣化を図るとともに、出前健診の拡充など、受診しやすい環境づくりを行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健診受診者数</td><td>—</td><td>—</td><td>30,065</td></tr> </tbody> </table> <p>* 特定健診受診者数は年度途中の資格取得・喪失者を除く。</p>	年度	18	19	20	特定健診受診者数	—	—	30,065								
年度	18	19	20														
特定健診受診者数	—	—	30,065														
健康手帳配布	<p>健康管理に役立てるため、健診や医療の記録が記入でき、生活習慣病予防や健康増進の方法などを掲載した健康手帳を特定健診やがん検診時に配布する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布数(冊)</td><td>13,325</td><td>15,648</td><td>23,140</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	配布数(冊)	13,325	15,648	23,140								
年度	18	19	20														
配布数(冊)	13,325	15,648	23,140														

才 介護予防の推進

市民と共に健づくり・介護予防に継続して取り組むことができる支援体制づくりを図る。

また、特定高齢者施策及び一般高齢者施策を一体的に推進し、自主的・自発的な活動をより促進し、自ら健づくり・介護予防に取り組む高齢者が増えるよう支援していく。

事業名	事業概要と実績												
特定高齢者把握事業	<p>(特定高齢者施策)</p> <p>本人や家族からの相談や平成20年度から実施している介護予防健診等により、特定高齢者に関する情報を収集し、基本チェックリストとともに特定高齢者候補者を選定し、生活機能評価等により特定高齢者を決定して介護予防を推進する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防健診受診者数</td><td>—</td><td>—</td><td>18,229</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	介護予防健診受診者数	—	—	18,229				
年度	18	19	20										
介護予防健診受診者数	—	—	18,229										
介護予防教室	<p>(特定高齢者施策)</p> <p>「運動器の機能向上」「栄養改善・口腔機能向上」に関する教室をスポーツジムや医療機関、介護サービス事業所などで実施し、身体機能の向上を図る。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動器の機能向上参加者数(人)</td><td>126</td><td>251</td><td>415</td></tr> <tr> <td>栄養改善・口腔機能向上参加者数(人)</td><td>37</td><td>97</td><td>106</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	運動器の機能向上参加者数(人)	126	251	415	栄養改善・口腔機能向上参加者数(人)	37	97	106
年度	18	19	20										
運動器の機能向上参加者数(人)	126	251	415										
栄養改善・口腔機能向上参加者数(人)	37	97	106										
生活支援サービス	<p>(特定高齢者施策)</p> <p>調理・洗濯・掃除などの家事について自立した生活ができるよう、ホームヘルパーが一定期間自宅を訪問し、支援や助言を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td><td>21</td><td>22</td><td>19</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	利用者数(人)	21	22	19				
年度	18	19	20										
利用者数(人)	21	22	19										
訪問運動生活指導	<p>(特定高齢者施策)</p> <p>閉じこもりがちな高齢者などを保健師や運動指導員が訪問し、健康づくり・介護予防や生活習慣予防等のアドバイスを行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td><td>3 (388)</td><td>0 (361)</td><td>3 (214)</td></tr> </tbody> </table> <p>* ()は一般高齢者を含めた人数</p>	年度	18	19	20	利用者数(人)	3 (388)	0 (361)	3 (214)				
年度	18	19	20										
利用者数(人)	3 (388)	0 (361)	3 (214)										

事業名	事業概要と実績												
生き活きシニア健康福岡21事業	<p>【一般高齢者施策】 〔転倒予防教室〕 保健福祉センターや公民館などで、転倒の危険性の高い人等を対象に、運動機能の向上を目的とした教室を実施する。</p> <p>【生き活き講座】 公民館などで、運動機能向上・栄養改善・閉じこもり予防などの講座を、専門スタッフや講師を派遣して実施する。</p> <p>【健康教育・健康相談】 保健福祉センターや公民館などで、健康づくり・介護予防や生活習慣病をテーマとした講座や相談を実施する。</p> <p>【継続教室】 H21年度から、特定高齢者施策終了者等を対象に、継続して健康づくり・介護予防を支援する教室を開催している。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数(人)</td><td>53,898</td><td>58,789</td><td>52,000</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	参加者数(人)	53,898	58,789	52,000				
年度	18	19	20										
参加者数(人)	53,898	58,789	52,000										
普及啓発事業(再掲)	<p>【一般高齢者施策】 健康日本21福岡市計画により「市民PRの強化」などに取り組むことにより、市民の健康づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民啓発イベントの開催 ②市民啓発各種パンフレットの作成・配布 ③地域の拠点づくりとして公民館等に健康器具等設置 <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発イベント参加者数(人)</td><td>一</td><td>2,989</td><td>5,130</td></tr> <tr> <td>地域拠点整備(校区)</td><td>一</td><td>134</td><td>147</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	啓発イベント参加者数(人)	一	2,989	5,130	地域拠点整備(校区)	一	134	147
年度	18	19	20										
啓発イベント参加者数(人)	一	2,989	5,130										
地域拠点整備(校区)	一	134	147										
生きがいと健康づくり推進事業(再掲)	<p>【一般高齢者施策】 高齢者が豊かな経験・知識・技能を活かし、生涯を健康で社会活動ができるよう、地域において実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各区において行うスポーツやレクリエーションなど ②高齢者パソコン教室 ③区グラウンド・ゴルフ大会 ④健康づくり教室 <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数(人)</td><td>20,324</td><td>21,040</td><td>19,348</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	参加者数(人)	20,324	21,040	19,348				
年度	18	19	20										
参加者数(人)	20,324	21,040	19,348										
高齢者創作講座・老人教室(再掲)	<p>【一般高齢者施策】 高齢者の社会参加を進め、教養の向上及び相互親睦を図るため、老人福祉センターや老人いこいの家などで、文化や教養、創作に関する講座、教室を実施する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ参加者数(人)</td><td>219,857</td><td>222,873</td><td>219,785</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	延べ参加者数(人)	219,857	222,873	219,785				
年度	18	19	20										
延べ参加者数(人)	219,857	222,873	219,785										

事業名	事業概要と実績								
地域ふれあい活動支援事業	<p>(一般高齢者施策)</p> <p>校区社協の地域ボランティア等の運営により、閉じこもりがちな高齢者等を対象に機能訓練やレクリエーションを行う「ふれあいデイサービス」を実施して、健康づくり・介護予防を図るとともに、生きがいづくりや社会参加活動を促進する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数(人)</td><td>2,774</td><td>3,088</td><td>2,971</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	参加者数(人)	2,774	3,088	2,971
年度	18	19	20						
参加者数(人)	2,774	3,088	2,971						
地域介護予防活動支援事業 (再掲)	<p>(一般高齢者施策) 〔啓発強化事業〕</p> <p>新たに、地域で高齢者を支援する活動をしていただける人を対象に、簡単で効果のある体操等の普及啓発を行い、広く健康づくり・介護予防を推進する。</p> <p>〔充実強化事業〕</p> <p>健康日本21福岡市計画に定める、地域での自主的な活動の強化のため、健康づくり・介護予防リーダー育成事業などに取り組むことにより市民の健康づくりを推進する。</p> <p>①育成 ②登録 ③活動支援及びフォローアップ研修会</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域リーダー育成(人)</td><td>一</td><td>34</td><td>21</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	地域リーダー育成(人)	一	34	21
年度	18	19	20						
地域リーダー育成(人)	一	34	21						

② 要援護高齢者の総合支援の充実

要援護高齢者が自らサービスを選択し、安心して利用できるよう、必要とする支援や介護の状態に応じた利用者本位のサービスを提供して、生活機能の維持・向上を積極的に図り、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送られるよう支援するとともに、権利擁護の取り組みを推進していく。

また、認知症高齢者がその人らしさを尊重され、安心して在宅生活を継続できるよう、医療と保健、介護、地域が連携して支援体制を構築するとともに、認知症に対する知識の普及啓発を図っていく。

ア 在宅生活支援の充実

きめ細かなサービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるよう、在宅での自立支援や介護者の負担軽減を推進していく。

なお、平成21年11～12月以降に夜間対応型訪問介護・緊急通報システム・声の訪問を一体的に行う「福岡市安心生活確保のための生活支援事業（モデル事業）」を実施する予定。

事業名	事業概要と実績								
日常生活用具	<p>一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者がいる世帯に対し、火災警報機、自動消火器、電磁調理器の3品目を、所得に応じて給付する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付(件)</td><td>150</td><td>171</td><td>208</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	給付(件)	150	171	208
年度	18	19	20						
給付(件)	150	171	208						

事業名	事業概要と実績												
おむつサービス	<p>在宅の寝たきり高齢者におむつ代の助成を行うことにより、介護負担を軽減し保健衛生の向上を図る。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末利用者数(人)</td><td>1,435</td><td>1,703</td><td>1,775</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年度末利用者数(人)	1,435	1,703	1,775				
年度	18	19	20										
年度末利用者数(人)	1,435	1,703	1,775										
食の自立支援・配食サービス	<p>要介護高齢者等に対し、配食サービスや食事提供関連サービスを計画的につなげて食の自立を図るとともに、安否の確認を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td><td>1,203</td><td>970</td><td>814</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	利用者数(人)	1,203	970	814				
年度	18	19	20										
利用者数(人)	1,203	970	814										
緊急通報システム	<p>単身等高齢者に通報装置を貸与し、高齢者の急病等の緊急時に協力員や訪問介護員（ホームヘルパー）がかけつけ、又は救急車の要請を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末登録者数(人)</td><td>4,888</td><td>4,844</td><td>4,944</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年度末登録者数(人)	4,888	4,844	4,944				
年度	18	19	20										
年度末登録者数(人)	4,888	4,844	4,944										
声の訪問	<p>単身高齢者に定期的に電話し、相談相手となって安否確認や健康状態を把握するとともに、必要な各種サービスの情報を提供する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末登録者数(人)</td><td>674</td><td>593</td><td>527</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年度末登録者数(人)	674	593	527				
年度	18	19	20										
年度末登録者数(人)	674	593	527										
生活支援ショートステイ	<p>虚弱高齢者などの家族の不在等により在宅生活に支障をきたす場合、ショートステイにより在宅生活を支援する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末登録者数(人)</td><td>6</td><td>5</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年度末登録者数(人)	6	5	8				
年度	18	19	20										
年度末登録者数(人)	6	5	8										
生活支援ハウス	<p>特別養護老人ホーム入所中の要支援又は非該当の人、または長期入院中で退院可能だが受け入れ先のない人に、介護支援、住居及び地域住民との交流を総合的に提供する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員(人)</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td></tr> <tr> <td>年度末利用者数(人)</td><td>23</td><td>26</td><td>28</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	定員(人)	30	30	30	年度末利用者数(人)	23	26	28
年度	18	19	20										
定員(人)	30	30	30										
年度末利用者数(人)	23	26	28										
寝具洗濯乾燥消毒サービス	<p>寝具の乾燥消毒及び丸洗いを行うことにより、介護者の介護負担の軽減や保健衛生の向上を図る。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末利用者数(人)</td><td>81</td><td>64</td><td>66</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年度末利用者数(人)	81	64	66				
年度	18	19	20										
年度末利用者数(人)	81	64	66										
移送サービス	<p>寝台車などの特殊車両による移動費用の一部を助成し、高齢者の在宅生活支援、介護者の負担軽減を図る。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末利用者数(人)</td><td>72</td><td>72</td><td>75</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年度末利用者数(人)	72	72	75				
年度	18	19	20										
年度末利用者数(人)	72	72	75										

事業名	事業概要と実績												
あんしん ショートステイ	<p>介護者の入院などで介護保険の限度日数を超えるショートステイが必要な場合に、その費用を助成し介護者の負担軽減を図り在宅生活を支援する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末登録者数(人)</td><td>1,568</td><td>1,730</td><td>1,748</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年度末登録者数(人)	1,568	1,730	1,748				
年度	18	19	20										
年度末登録者数(人)	1,568	1,730	1,748										
家族介護者の つどい	<p>家族介護者に対し、相互交流の機会を提供し、介護技術の習得や心身のリフレッシュを図る。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数(人)</td><td>57</td><td>54</td><td>65</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	参加者数(人)	57	54	65				
年度	18	19	20										
参加者数(人)	57	54	65										
居宅介護支 援・介護予防 支援	<p>介護サービスやインフォーマルサービスの内容を本人、家族等と相談して、サービスを適切に利用できるように介護サービス計画を作成する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 人／月</td><td>17,843</td><td>14,612</td><td>14,024</td></tr> <tr> <td>(予防) 人／月</td><td>3,886</td><td>6,994</td><td>8,415</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 人／月	17,843	14,612	14,024	(予防) 人／月	3,886	6,994	8,415
年度	18	19	20										
(介護) 人／月	17,843	14,612	14,024										
(予防) 人／月	3,886	6,994	8,415										
訪問介護・介 護予防訪問介 護	<p>ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や家事の援助を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 時間／月</td><td>183,080</td><td>152,952</td><td>131,022</td></tr> <tr> <td>(予防) 人／月</td><td>2,601</td><td>4,689</td><td>5,386</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 時間／月	183,080	152,952	131,022	(予防) 人／月	2,601	4,689	5,386
年度	18	19	20										
(介護) 時間／月	183,080	152,952	131,022										
(予防) 人／月	2,601	4,689	5,386										
訪問入浴介 護・介護予防 訪問入浴介護	<p>入浴車等で自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 回／月</td><td>1,693</td><td>1,616</td><td>1,664</td></tr> <tr> <td>(予防) 回／月</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 回／月	1,693	1,616	1,664	(予防) 回／月	—	—	—
年度	18	19	20										
(介護) 回／月	1,693	1,616	1,664										
(予防) 回／月	—	—	—										
訪問看護・介 護予防訪問看 護	<p>看護師が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 回／月</td><td>13,108</td><td>12,647</td><td>12,644</td></tr> <tr> <td>(予防) 回／月</td><td>516</td><td>1,050</td><td>1,333</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 回／月	13,108	12,647	12,644	(予防) 回／月	516	1,050	1,333
年度	18	19	20										
(介護) 回／月	13,108	12,647	12,644										
(予防) 回／月	516	1,050	1,333										
訪問リハビリ テーション・ 介護予防訪問 リハビリテー ション	<p>理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 回／月</td><td>1,553</td><td>2,450</td><td>3,175</td></tr> <tr> <td>(予防) 回／月</td><td>97</td><td>201</td><td>300</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 回／月	1,553	2,450	3,175	(予防) 回／月	97	201	300
年度	18	19	20										
(介護) 回／月	1,553	2,450	3,175										
(予防) 回／月	97	201	300										

事業名	事業概要と実績												
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	<p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 人／月</td><td>2,641</td><td>2,846</td><td>3,263</td></tr> <tr> <td>(予防) 人／月</td><td>116</td><td>240</td><td>347</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 人／月	2,641	2,846	3,263	(予防) 人／月	116	240	347
年度	18	19	20										
(介護) 人／月	2,641	2,846	3,263										
(予防) 人／月	116	240	347										
通所介護・介護予防通所介護	<p>デイサービスセンターなどで入浴や食事の提供、機能訓練等を日帰りで行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 回／月</td><td>59,342</td><td>60,027</td><td>66,367</td></tr> <tr> <td>(予防) 人／月</td><td>1,029</td><td>2,072</td><td>2,716</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 回／月	59,342	60,027	66,367	(予防) 人／月	1,029	2,072	2,716
年度	18	19	20										
(介護) 回／月	59,342	60,027	66,367										
(予防) 人／月	1,029	2,072	2,716										
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	<p>介護老人保健施設や医療機関等でリハビリテーションを日帰りで行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 回／月</td><td>35,239</td><td>33,948</td><td>32,064</td></tr> <tr> <td>(予防) 人／月</td><td>411</td><td>805</td><td>1,004</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 回／月	35,239	33,948	32,064	(予防) 人／月	411	805	1,004
年度	18	19	20										
(介護) 回／月	35,239	33,948	32,064										
(予防) 人／月	411	805	1,004										
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	<p>特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事等の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 日／月</td><td>11,900</td><td>13,548</td><td>14,159</td></tr> <tr> <td>(予防) 日／月</td><td>113</td><td>223</td><td>350</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 日／月	11,900	13,548	14,159	(予防) 日／月	113	223	350
年度	18	19	20										
(介護) 日／月	11,900	13,548	14,159										
(予防) 日／月	113	223	350										
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	<p>介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の世話をを行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 日／月</td><td>1,545</td><td>1,543</td><td>1,555</td></tr> <tr> <td>(予防) 日／月</td><td>14</td><td>17</td><td>17</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 日／月	1,545	1,543	1,555	(予防) 日／月	14	17	17
年度	18	19	20										
(介護) 日／月	1,545	1,543	1,555										
(予防) 日／月	14	17	17										
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	<p>車いすや特殊寝台（介護ベッド）等の福祉用具を貸し出す。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 人／月</td><td>6,871</td><td>5,855</td><td>6,251</td></tr> <tr> <td>(予防) 人／月</td><td>493</td><td>907</td><td>1,403</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 人／月	6,871	5,855	6,251	(予防) 人／月	493	907	1,403
年度	18	19	20										
(介護) 人／月	6,871	5,855	6,251										
(予防) 人／月	493	907	1,403										
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	<p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に費用を支給する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 件／月</td><td>264</td><td>241</td><td>240</td></tr> <tr> <td>(予防) 件／月</td><td>68</td><td>118</td><td>135</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 件／月	264	241	240	(予防) 件／月	68	118	135
年度	18	19	20										
(介護) 件／月	264	241	240										
(予防) 件／月	68	118	135										

事業名	事業概要と実績												
住宅改修・介護予防住宅改修	<p>手すりの取り付け、段差の解消などの工事等に改修費を支給する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 件／月</td><td>217</td><td>174</td><td>178</td></tr> <tr> <td>(予防) 件／月</td><td>69</td><td>115</td><td>140</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 件／月	217	174	178	(予防) 件／月	69	115	140
年度	18	19	20										
(介護) 件／月	217	174	178										
(予防) 件／月	69	115	140										
特定施設入居者生活介護	<p>有料老人ホーム等に入居している要支援・要介護者に、日常生活上の支援や介護を提供する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 人／月</td><td>1,550</td><td>1,860</td><td>2,022</td></tr> <tr> <td>(予防) 人／月</td><td>166</td><td>340</td><td>454</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 人／月	1,550	1,860	2,022	(予防) 人／月	166	340	454
年度	18	19	20										
(介護) 人／月	1,550	1,860	2,022										
(予防) 人／月	166	340	454										
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	<p>「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて提供する。 日常生活圏域毎に事業所1箇所を基本として整備していく。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 人／月</td><td>47</td><td>85</td><td>145</td></tr> <tr> <td>(予防) 人／月</td><td>3</td><td>8</td><td>14</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 人／月	47	85	145	(予防) 人／月	3	8	14
年度	18	19	20										
(介護) 人／月	47	85	145										
(予防) 人／月	3	8	14										
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	<p>認知症の人がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などの介護や機能訓練などを行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 回／月</td><td>3,200</td><td>3,540</td><td>3,883</td></tr> <tr> <td>(予防) 回／月</td><td>14</td><td>22</td><td>13</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 回／月	3,200	3,540	3,883	(予防) 回／月	14	22	13
年度	18	19	20										
(介護) 回／月	3,200	3,540	3,883										
(予防) 回／月	14	22	13										
夜間対応型訪問介護	<p>24時間安心して生活できるよう、定期巡回と通報による随時対応を組み合わせて夜間の訪問介護を行う。 夜間対応型訪問介護単独事業所のほか、緊急通報システム等との統合・一体的実施によるモデル事業所について整備事業者の公募を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人／月</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	人／月	—	—	—				
年度	18	19	20										
人／月	—	—	—										

イ 施設・居住系サービスの充実

介護保険事業計画などに基づき、在宅での生活が困難な高齢者に対して、適切な施設・居住系サービスを提供する。

日常生活圏域と地域包括支援センターの圏域を同一としてすることで、地域密着型サービス事業者と地域包括支援センターとの連携を促進し、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが提供される体制の充実を図るとともに、利用者が状態に応じた適切な施設を選択できるよう、情報の提供に努める。

事業名	事業概要と実績												
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	<p>常時介護が必要で居宅での生活が困難な入所者に、日常生活の支援や介護を提供する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人／月</td><td>3,143</td><td>3,263</td><td>3,347</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	人／月	3,143	3,263	3,347				
年度	18	19	20										
人／月	3,143	3,263	3,347										
介護老人保健施設	<p>状態が安定している高齢者が在宅復帰できるよう、医学的管理のもと介護、看護、医療を提供するとともに、リハビリテーションを中心としたケアを行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人／月</td><td>2,442</td><td>2,475</td><td>2,484</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	人／月	2,442	2,475	2,484				
年度	18	19	20										
人／月	2,442	2,475	2,484										
介護療養型医療施設	<p>長期の療養を必要とする人に対して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練、その他必要な医療サービスを提供する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人／月</td><td>1,372</td><td>1,310</td><td>1,190</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	人／月	1,372	1,310	1,190				
年度	18	19	20										
人／月	1,372	1,310	1,190										
認知症対応型共同生活介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護	<p>認知症のため介護を必要とする人に対して、共同生活の中で生活介護を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(介護) 人／月</td><td>1,139</td><td>1,193</td><td>1,246</td></tr> <tr> <td>(予防) 人／月</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	(介護) 人／月	1,139	1,193	1,246	(予防) 人／月	2	2	3
年度	18	19	20										
(介護) 人／月	1,139	1,193	1,246										
(予防) 人／月	2	2	3										
地域密着型特定施設入居者生活介護	<p>定員が29人以下の介護専用型特定施設で、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを提供する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人／月</td><td>2</td><td>10</td><td>48</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	人／月	2	10	48				
年度	18	19	20										
人／月	2	10	48										
養護老人ホーム	<p>環境上の理由及び経済的な理由により居宅での養護を受けることが困難な高齢者が、生活の場として入所し、生活全般に関わるサービスを提供する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所定員(人)</td><td>367</td><td>367</td><td>367</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	入所定員(人)	367	367	367				
年度	18	19	20										
入所定員(人)	367	367	367										

ウ 介護サービスの質の確保・向上

高齢者や家族の状況に応じたきめ細かな質の高い介護サービスを総合的・一体的に利用者本位で提供するため、高度に専門性を有する人材の育成や資質の向上のための支援を充実させるとともに、利用しやすい介護サービス情報の提供に努めいく。

事業名	事業概要と実績												
介護支援専門員研修	<p>介護支援専門員に対し、介護サービス計画の質の向上が図れるよう、介護支援専門員ネットワークづくり事業の中での事例検討会・研修会を実施する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修実施回数(回)</td><td>93</td><td>81</td><td>90</td></tr> <tr> <td>研修参加者数(人)</td><td>2,808</td><td>2,105</td><td>1,627</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	研修実施回数(回)	93	81	90	研修参加者数(人)	2,808	2,105	1,627
年度	18	19	20										
研修実施回数(回)	93	81	90										
研修参加者数(人)	2,808	2,105	1,627										
介護保険事業者研修	<p>介護保険事業者に対し、利用者本位で、かつ質の高い介護サービスを安定的に提供するための研修を実施する。</p> <p>①ケアマネジメント研修 ②介護技術レベルアップ研修 ③テーマ別研修 ④権利擁護研修 ⑤福祉用具・住宅改修事業</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修実施回数(回)</td><td>22</td><td>21</td><td>22</td></tr> <tr> <td>研修参加者数(人)</td><td>1,645</td><td>1,593</td><td>1,799</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	研修実施回数(回)	22	21	22	研修参加者数(人)	1,645	1,593	1,799
年度	18	19	20										
研修実施回数(回)	22	21	22										
研修参加者数(人)	1,645	1,593	1,799										
認知症介護実践者等研修	<p>高齢者介護実務者に対し、実践的研修を実施するとともに、事業所管理者に対し、適切なサービス提供のための研修を実施する。</p> <p>①実践者研修 ②実践リーダー研修 ③認知症対応型サービス事業開設者研修 ④認知症対応型サービス事業管理者研修 ⑤小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修実施回数(回)</td><td>9</td><td>9</td><td>8</td></tr> <tr> <td>研修参加者数(人)</td><td>317</td><td>281</td><td>268</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	研修実施回数(回)	9	9	8	研修参加者数(人)	317	281	268
年度	18	19	20										
研修実施回数(回)	9	9	8										
研修参加者数(人)	317	281	268										
介護サービス評価事業	<p>本市独自の介護サービス評価システムにより、介護サービス事業所の第三者評価を行い、介護サービスの質の向上と利用者の事業所選択に資する情報の提供に努める。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末認証事業所数(累計)</td><td>391</td><td>458</td><td>492</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年度末認証事業所数(累計)	391	458	492				
年度	18	19	20										
年度末認証事業所数(累計)	391	458	492										
ふれあい相談員	<p>ふれあい相談員が施設などを訪問し、利用者の話を聞いたり相談に応じることで利用者の不安や疑問を解消するとともに、利用者の声を活かして施設側と意見交換するなど、介護サービスの質の向上を図る。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあい相談員数(人)</td><td>13</td><td>14</td><td>11</td></tr> <tr> <td>訪問施設数</td><td>28</td><td>28</td><td>15</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	ふれあい相談員数(人)	13	14	11	訪問施設数	28	28	15
年度	18	19	20										
ふれあい相談員数(人)	13	14	11										
訪問施設数	28	28	15										

事業名	事業概要と実績												
事業者への指導監査	<p>利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、指導監査を実施する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団指導事業者数</td><td>141</td><td>149</td><td>198</td></tr> <tr> <td>実地指導事業者数</td><td>154</td><td>163</td><td>150</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	集団指導事業者数	141	149	198	実地指導事業者数	154	163	150
年度	18	19	20										
集団指導事業者数	141	149	198										
実地指導事業者数	154	163	150										

工 認知症高齢者支援体制の充実

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活することができるよう、医療と保健、介護、地域が相互に密接に連携しながら地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークを、保健福祉センターを中心として関係機関・団体と連携しながら構築するとともに、認知症研修の充実や適切な福祉・介護サービスを提供するなど、認知症施策の総合的・継続的な推進に努める。

現在、認知症疾患医療センター指定に向けて検討を行っている。

事業名	事業概要と実績												
徘徊高齢者SOSネットワーク事業	<p>徘徊のある認知症高齢者を地域等とのネットワークを活用し、早期に発見・保護できるよう努める。</p> <p>①登録制度 ②徘徊高齢者SOSネットワーク会議 ③一時保護事業 ④GPS検索システム</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末登録者数(人)</td><td>386</td><td>470</td><td>481</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年度末登録者数(人)	386	470	481				
年度	18	19	20										
年度末登録者数(人)	386	470	481										
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	<p>家族が介護疲れ等で休息が必要な時間帯に、ボランティアが居宅を訪問し、認知症高齢者の見守りや話し相手、趣味の手伝いを行い、家族介護者のリフレッシュを図る。</p> <p>①支援員養成事業 ②支援員派遣事業</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用家族数(世帯)</td><td>11</td><td>17</td><td>14</td></tr> <tr> <td>総利用数(回)</td><td>173</td><td>327</td><td>199</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	利用家族数(世帯)	11	17	14	総利用数(回)	173	327	199
年度	18	19	20										
利用家族数(世帯)	11	17	14										
総利用数(回)	173	327	199										
認知症総合対策支援事業	<p>「かかりつけ医」への助言や専門医療機関との連携を推進する「サポート医」を養成し医療と介護が一体となった支援体制を構築する。</p> <p>①認知症サポート医養成 ②かかりつけ医への研修 ③認知症の普及啓発</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サポート医養成(人)</td><td>一</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>かかりつけ医研修(人)</td><td>一</td><td>83</td><td>23</td></tr> </tbody> </table> <p>地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るために、認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等との連携を図る。</p> <p>①専門医療機関機能 ②地域連携の機能</p>	年度	18	19	20	サポート医養成(人)	一	2	2	かかりつけ医研修(人)	一	83	23
年度	18	19	20										
サポート医養成(人)	一	2	2										
かかりつけ医研修(人)	一	83	23										

事業名	事業概要と実績										
認知症サポーター養成事業	<p>認知症サポーター(応援者)を養成し、地域住民と共に働くことで、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知症キャラバン・メイト養成研修 ②認知症サポーター養成講座 <p>【事業実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th><th style="text-align: center;">18</th><th style="text-align: center;">19</th><th style="text-align: center;">20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">認知症サポーター数</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">1,111</td></tr> </tbody> </table>			年度	18	19	20	認知症サポーター数	-	-	1,111
年度	18	19	20								
認知症サポーター数	-	-	1,111								
才 権利擁護の推進											
<p>高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して尊厳を保ちながら生活することができるよう、高齢者の財産を守り、権利の行使を確保し、また、権利の侵害に対しては保護・支援を含めた権利擁護の総合的な取り組みを推進する。</p>											

事業名	事業概要と実績										
日常生活自立支援事業	<p>判断能力の低下した高齢者や障がい者等の地域での生活を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類などの預かりサービス <p>【事業実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th><th style="text-align: center;">18</th><th style="text-align: center;">19</th><th style="text-align: center;">20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年度末契約者数(人)</td><td style="text-align: center;">158</td><td style="text-align: center;">195</td><td style="text-align: center;">251</td></tr> </tbody> </table>			年度	18	19	20	年度末契約者数(人)	158	195	251
年度	18	19	20								
年度末契約者数(人)	158	195	251								
成年後見制度利用支援事業											
	<p>成年後見制度普及のための広報活動を行うとともに、身寄りのない認知症高齢者が成年後見人等による支援を受けることができるよう、市長が後見開始等の申立を行うとともに、必要な場合、申立費用及び後見人等報酬の助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①普及啓発事業 ②後見開始等の市長申立 ③後見人報酬等助成事業 <p>【事業実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th><th style="text-align: center;">18</th><th style="text-align: center;">19</th><th style="text-align: center;">20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数(人)</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">8</td></tr> </tbody> </table>			年度	18	19	20	利用者数(人)	1	5	8
年度	18	19	20								
利用者数(人)	1	5	8								
虐待防止ネットワーク事業	<p>身体的虐待などの権利侵害に対して、「高齢者虐待防止連絡協議会」を開催することにより、関係機関とのネットワークの機能強化を図るとともに、専門的かつ適切な対応による支援ができるよう、情報交換や事例検証等を実施する。</p> <p>また、高齢者の権利侵害を防ぐため、権利擁護について、市政によりや「ハートフルフェスタ福岡」での啓発をはじめ、広報誌等を活用した情報提供を行うなど、市民への普及・啓発に努めるとともに、NPO団体への支援や介護サービス事業者等に対する研修等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者虐待防止連絡協議会 ②緊急一時保護 ③研修 <p>【事業実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th><th style="text-align: center;">18</th><th style="text-align: center;">19</th><th style="text-align: center;">20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">連絡協議会開催回数</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> </tbody> </table>			年度	18	19	20	連絡協議会開催回数	-	1	1
年度	18	19	20								
連絡協議会開催回数	-	1	1								

事業名	事業概要と実績												
介護保険事業者研修（権利擁護研修） （再掲）	<p>介護サービス事業者の資質・技術向上のため、成年後見制度や虐待防止法、身体拘束廃止に向けた取り組み等について研修を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修実施回数(回)</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr> <td>研修参加者数(人)</td><td>492</td><td>546</td><td>576</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	研修実施回数(回)	6	6	6	研修参加者数(人)	492	546	576
年度	18	19	20										
研修実施回数(回)	6	6	6										
研修参加者数(人)	492	546	576										

③ 地域生活支援体制の充実

住み慣れた地域で、健やかで安心して暮らせるよう、高齢者や家族、地域における身近な総合相談機能の充実を推進するとともに、支援を必要とする高齢者やその家族を地域で支えるネットワーク体制の構築を図っていく。

ア 総合相談機能の充実

地域包括支援センターの利便性の向上を図り、相談機能や地域でのネットワーク機能の強化に努める。

また、高齢者に関する法律相談や在宅介護に関する相談などの専門相談機能の充実に努める。

平成21年度から地域包括支援センターを39箇所に増設するとともに、愛称である「いきいきセンターふくおか」の普及を図り、高齢者や家族が気軽に相談できる地域の身近な総合相談窓口であることの周知を図る。

事業名	事業概要と実績												
地域包括支援センター事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、健康や福祉、介護に関する相談を受けたり、その人の身体状況に適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けることができるよう支援する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数(箇所)</td><td>28</td><td>28</td><td>28</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	設置数(箇所)	28	28	28				
年度	18	19	20										
設置数(箇所)	28	28	28										
福祉相談事業	<p>高齢者及びその家族等の法律相談や認知症介護に関する悩み等の相談に応じることにより、福祉の増進を図る。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者法律相談(件)</td><td>206</td><td>227</td><td>191</td></tr> <tr> <td>認知症介護相談(件)</td><td>73</td><td>41</td><td>37</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	高齢者法律相談(件)	206	227	191	認知症介護相談(件)	73	41	37
年度	18	19	20										
高齢者法律相談(件)	206	227	191										
認知症介護相談(件)	73	41	37										
介護実習普及センター	<p>介護知識、介護技術の普及を図るとともに、福祉用具の展示・相談体制を整備し、福祉用具の普及を図る。</p> <p>また、介護専門者研修や出前講座を実施する。</p> <p>①介護講座の開催 ②福祉用具の展示・相談 ③情報の収集・提供</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間利用者数(人)</td><td>34,243</td><td>33,231</td><td>33,655</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年間利用者数(人)	34,243	33,231	33,655				
年度	18	19	20										
年間利用者数(人)	34,243	33,231	33,655										

イ 地域ネットワーク体制の構築

地域で生活する高齢者やその家族をはじめ、認知症高齢者や社会から孤立した一人暮らし高齢者に対する見守りや支援を行うとともに、災害時要援護者への対応や高齢者の犯罪被害や消費者トラブルの防止などに取り組むため、地域と保健・医療・福祉・介護等の関係機関、団体が相互に連携した総合的な支援体制の構築を図る。

事業名	事業概要と実績												
消費者啓発地域支援事業	<p>公民館や自治協議会、老人クラブ、社会福祉協議会などを対象に、悪質商法をテーマとした出前講座を開催するとともに、身近な地域において高齢者に悪質商法の手口や対処法を伝達する「ご近所ボランティア」の育成を行う。</p> <p>①高齢者・高齢者周辺対象消費者教育出前講座 ②「悪質商法にNO！ご近所ボランティア」育成講座</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者教育出前講座参加者数(人)</td><td>1,738</td><td>1,815</td><td>1,424</td></tr> <tr> <td>ご近所ボランティア育成者数(人)</td><td>一</td><td>88</td><td>88</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	消費者教育出前講座参加者数(人)	1,738	1,815	1,424	ご近所ボランティア育成者数(人)	一	88	88
年度	18	19	20										
消費者教育出前講座参加者数(人)	1,738	1,815	1,424										
ご近所ボランティア育成者数(人)	一	88	88										
ふれあいサロン	<p>ひとり暮らし高齢者などの孤独感の解消や、寝たきり、認知症の予防を図るため、公民館や集会所等で、地域のボランティアとともにレクリエーション活動や健康チェックなどを定期的に行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施校区数</td><td>122</td><td>132</td><td>135</td></tr> <tr> <td>実施団体数</td><td>231</td><td>246</td><td>263</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	実施校区数	122	132	135	実施団体数	231	246	263
年度	18	19	20										
実施校区数	122	132	135										
実施団体数	231	246	263										
ふれあいネットワーク	<p>高齢者等の支援を要する人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域のボランティアが日常的な見守りや買い物、ゴミ出し等の生活支援を行う。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施校区数</td><td>126</td><td>129</td><td>130</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	実施校区数	126	129	130				
年度	18	19	20										
実施校区数	126	129	130										

④ 安全・安心な生活環境の向上

高齢者それぞれの身体状況や家族状況に応じて、適切な住まいを確保するとともに、住み慣れた地域や家庭において、安全・安心な生活を送り、社会活動ができるよう、高齢者向け住宅の供給促進や公共施設のバリアフリー化、人に優しい市民意識の醸成等生活環境の向上に努めていく。

ア 高齢者居住支援

高齢者の自立や介護に配慮した良質な居住環境への支援や民間賃貸住宅入居の円滑化、市営住宅の入居者募集における優遇措置など福祉施策と住宅施策の連携を図りながら高齢者の居住支援を推進していく。

事業名	事業概要と実績								
住宅改造相談センター	<p>身体機能の低下した高齢者に適するように住宅を改造する場合、改造成方法や助成制度などに関する相談や情報の提供を行う。</p> <p>住宅改造相談センターにて、専門の相談員（建築士、介護福祉士、看護師等）が相談に応じる。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td><td>2,811</td><td>2,867</td><td>2,763</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	相談件数	2,811	2,867	2,763
年度	18	19	20						
相談件数	2,811	2,867	2,763						
住宅改造助成	<p>介護保険住宅改修費の給付対象となる工事の一部を除く住宅改造について、身体機能の低下した高齢者の自立を促し、介護者の負担を軽減するため、費用の一部を助成する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td><td>143</td><td>125</td><td>126</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	助成件数	143	125	126
年度	18	19	20						
助成件数	143	125	126						
住宅整備資金貸付事業	<p>身体機能の低下した高齢者の自立を促し、介護者の負担を軽減するため、住宅改築または改造する資金を貸し付ける。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末利用者数(人)</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	年度末利用者数(人)	0	1	1
年度	18	19	20						
年度末利用者数(人)	0	1	1						
高齢者賃貸住宅入居支援事業	<p>身元引き受けがない等の理由により、賃貸住宅への入居が困難な人や賃貸住宅での在宅生活に不安を感じている人に対し、身元引受人の役割代行や日常の支援サービス等を提供する。</p> <p>①定期的な見守りサービス ②福祉サービスを受ける際の支援 ③入退院時の支援サービス ④葬儀の実施、残存家具の片付け</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約件数</td><td>14 (52)</td><td>12 (64)</td><td>7 (71)</td></tr> </tbody> </table> <p>* ()は、累計契約件</p>	年度	18	19	20	契約件数	14 (52)	12 (64)	7 (71)
年度	18	19	20						
契約件数	14 (52)	12 (64)	7 (71)						
高齢者受入住宅事業者登録制度	<p>高齢者を受け入れる住宅を管理する不動産事業者等を対象に登録制度を設け、その情報を広く市民に提供する。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者数(累計)</td><td>18</td><td>18</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	事業者数(累計)	18	18	20
年度	18	19	20						
事業者数(累計)	18	18	20						

事業名	事業概要と実績								
高齢者向け優良賃貸住宅	<p>高齢者が安全で安心して暮らせる住居を確保するため、民間等が建設する優良賃貸住宅に対し、建設費及び家賃の助成を行うことにより供給の促進を図る。</p> <p>【事業実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅戸数(累計)</td><td>86</td><td>86</td><td>86</td></tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	住宅戸数(累計)	86	86	86
年度	18	19	20						
住宅戸数(累計)	86	86	86						

イ 人に優しいまちづくりの推進

高齢者等すべての人が安全かつ円滑に地域コミュニティに参加することができるよう、都市環境のバリアフリー化の推進を図っていく。

- 高齢者など多くの人が利用する建築物・道路・公園・交通機関の施設などを新しく整備する場合や改修等を行う場合は、段差のない構造にするなど、誰もが安全かつ円滑に利用できる環境整備に努めるとともに、健康づくりの基盤整備として、快適で歩きやすい歩行空間の整備や、憩いと交流の場としての公園や広場などの整備を図っている。

「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づく対象施設のバリアフリー化の促進や「福岡市交通バリアフリー基本方針」に基づく鉄道駅や駅周辺の主要施設までの経路のバリアフリー化を促進するとともに、バリアフリーマップなどの情報提供やバリアフリーに関する意識を向上させるための市民等への啓発を行っている。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行に伴い、「福岡市交通バリアフリー基本方針」を見直し、平成22年度末に改定する予定。

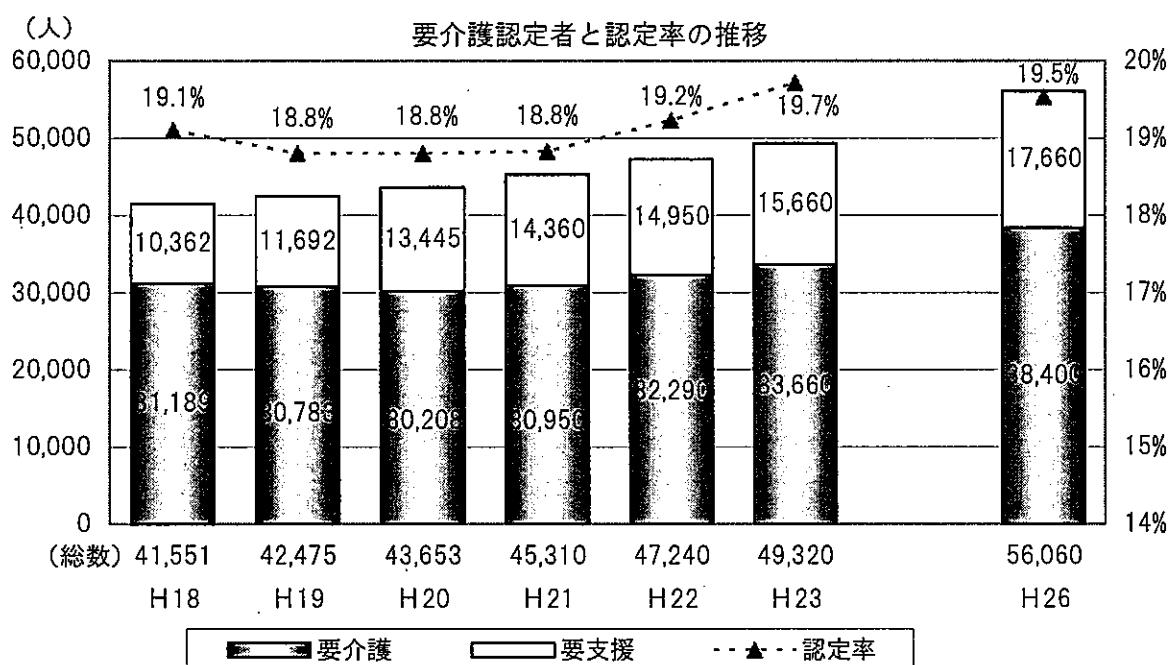
2 介護保険事業計画について

(1) 第4期介護保険事業計画（平成21～23年度）の概要

① 要介護認定者と認定率の推移

要介護認定者及び認定率（65歳以上の高齢者に占める要介護認定者の割合）は、近年落ち着きを見せていますが、高齢者人口の増加に伴い要介護認定者は増加を続け、第4期介護保険事業計画期間の最終年度である平成23年度の要介護認定者は49,320人に、また、平成26年度には56,060人になると見込んでいます。

介護予防事業や予防給付の促進を図り、介護を必要とする方の増加率を抑制するよう努めます。



※H18～H20は実績値。H21～H26は推計値。

※H18の要支援には経過的要介護を含む。

② 介護サービスの必要見込量

○介護給付（要介護1～5）

サービス区分		単位	H21	H22	H23
在宅	訪問介護	時間／月	138,226	145,218	152,164
	訪問入浴介護	回／月	1,628	1,727	1,778
	訪問看護	回／月	12,962	13,690	14,389
	訪問リハビリテーション	回／月	3,368	3,543	3,720
	居宅療養管理指導	人／月	3,290	3,460	3,620
	通所介護	回／月	70,056	73,913	77,433
	通所リハビリテーション	回／月	33,829	35,336	37,263
	短期入所生活介護	日／月	15,840	16,707	17,449
	短期入所療養介護	日／月	1,729	1,853	1,922
	特定施設入居者生活介護	人／月	2,240	2,380	2,540
	福祉用具貸与	人／月	6,210	6,540	6,860
	特定福祉用具販売	件／月	275	290	303
	住宅改修	件／月	192	202	212
	居宅介護支援	人／月	14,530	15,300	16,060
地域密着型	夜間対応型訪問介護	人／月	140	290	500
	認知症対応型通所介護	回／月	4,168	4,508	4,631
	小規模多機能型居宅介護	人／月	230	320	420
	認知症対応型共同生活介護	人／月	1,330	1,360	1,400
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	50	50	50
施設	介護老人福祉施設	人／月	3,520	3,640	3,760
	介護老人保健施設	人／月	2,500	2,500	2,500
	介護療養型医療施設	人／月	1,230	1,230	1,230

○予防給付（要支援1・2）

サービス区分		単位	H21	H22	H23
在宅	介護予防訪問介護	人／月	5,870	6,160	6,490
	介護予防訪問入浴介護	回／月	0	0	0
	介護予防訪問看護	回／月	1,614	1,741	1,787
	介護予防訪問リハビリテーション	回／月	288	341	341
	介護予防居宅療養管理指導	人／月	380	390	410
	介護予防通所介護	人／月	2,900	3,040	3,210
	介護予防通所リハビリテーション	人／月	1,160	1,220	1,290
	介護予防短期入所生活介護	日／月	408	408	408
	介護予防短期入所療養介護	日／月	57	57	57
	介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	410	440	460
	介護予防福祉用具貸与	人／月	1,620	1,700	1,790
	特定介護予防福祉用具販売	件／月	158	165	174
	介護予防住宅改修	件／月	152	159	168
	介護予防支援	人／月	9,250	9,700	10,230
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回／月	35	35	35
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月	20	30	30
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月	10	10	10

③ 地域支援事業の量の見込み

(単位：人)

区分		事業名	推計		
			H21	H22	H23
地域支援事業	介護予防事業	特定高齢者把握事業 介護予防健診	59,180	78,840	98,500
		閉じこもり予防	1,680	1,680	1,680
		特定高齢者施策参加者実数	530	614	701
		通所型介護予防事業 介護予防教室（運動器の機能向上）	385	442	500
		介護予防教室（栄養改善・口腔機能の向上）	144	172	200
	訪問型介護予防事業	生活支援サービス	24	25	25
		訪問運動生活指導	153	161	170
	一般高齢者施策 介護予防普及啓発事業	生き活きシニア健康福岡21事業* (生き活き講座、転倒予防教室、継続教室等)	65,075	66,413	67,629
		普及啓発事業（充実強化）*	3,000	3,000	3,000
		生きがいと健康づくり推進事業	21,100	21,100	21,100
		高齢者創作講座・老人教室事業*	223,000	223,000	223,000
		地域介護予防活動支援事業 地域ふれあい活動支援事業*	21,800	21,800	21,800
		啓発強化事業	530	530	530
包括的支援事業	地域包括支援センター		39	39	39
	虐待防止ネットワーク事業		2	2	2
任意事業	家族介護支援事業	家族介護支援事業 家族介護者のつどい事業	55	55	55
		認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	30	35	40
		徘徊SOSネットワーク事業 (検索システム事業)	142	142	142
		家族介護継続支援事業 おむつサービス事業	1,756	1,837	1,918
		あんしんショートステイ事業	1,776	1,852	1,933
	その他事業	成年後見制度利用支援事業(市長申立件数)	3	3	3
		福祉用具・住宅改修支援事業 住宅改造相談事業*	3,067	3,130	3,188
		食の自立支援・配食サービス事業	886	904	921
		緊急通報システム事業	5,008	5,112	5,206
		生活支援ショートステイ事業	5	5	5
		声の訪問事業	498	464	436

※1 *は延べ利用者数、その他は実利用者数

※2 地域包括支援センターについては設置箇所数

④ 第4期計画期間（平成21～23年度）における保険給付費等の見込み
(利用者負担を除いた額)

(単位：百万円)

支出区分	H21	H22	H23
介護給付費	62,880	65,370	67,958
在宅サービス経費	35,831	37,833	39,907
施設サービス経費	23,827	24,257	24,680
その他の経費	3,222	3,280	3,371
地域支援事業費	1,696	1,828	1,968
介護予防事業費	440	522	611
包括的支援事業・任意事業費	1,256	1,306	1,357
支 出 合 計	64,576	67,199	69,925

2,017 億円

⑤ 所得段階別の第1号被保険者の保険料額

区分		乗率	平均月額保険料額
第1段階	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給の方	0.50 2,247 円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50 2,247 円
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	0.75 3,370 円
特例割合	本人非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.93 4,179 円
第4段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00 4,494 円
第5段階	世帯課税	合計所得金額が125万円以下の方	1.10 4,943 円
第6段階		合計所得金額が125万円超200万円未満の方	1.25 5,617 円
第7段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50 6,741 円
第8段階		合計所得金額が300万円以上600万円未満の方	1.75 7,864 円
第9段階		合計所得金額が600万円以上の方	2.00 8,988 円

※乗率は、第4段階（基準額）に対する倍率。課税、非課税は市民税の課税状況。

⑥ 第1号被保険者保険料の低所得者への配慮

低所得者対策として、保険料所得段階の第3段階の方のうち、収入・資産など一定の基準を満たす方に対し、保険料額を第3段階から第2段階に減額する制度を本市独自で実施します。

⑦ 介護保険事業の円滑な推進の方策

◇ 健全で効率的な事業運営

健全な事業運営のために保険料負担と要介護状態・要支援状態の軽減又は重度化の防止に資するサービスの効果的な利用について、市民の理解と協力を得られるよう、制度の周知を積極的に行うとともに、収納事務を的確に行います。

◇ 公正な要介護認定の取り組み

介護サービスを必要とする受給者を適切に認定するため、申請者の状況を的確に把握したより公正な要介護認定に向けた取組を進めるとともに、要介護認定事務を円滑に行います。

◇ 市民への積極的な情報提供

介護保険制度をはじめ高齢者への保健福祉施策の情報や介護保険事業の運営状況などについてわかりやすい広報に努め、特に情報不足になりがちな一人暮らし高齢者等に対しては、心身の状況に応じてきめ細かな対応を行います。

◇ 介護サービスの質の向上

ケアマネジャーが適切にケアマネジメント機能を果たすとともにケアプランの質の向上が図られるよう支援します。

また、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭におき、サービス事業者への指導監査を実施します。

◇ 利用者保護の充実

介護保険に関する相談や苦情に対しては、必要に応じて介護サービス事業者に指導を行うなど、的確、迅速に対応するとともに、介護サービス事業者自ら適切に対応するよう指導します。

◇ 市民参加が支える介護保険事業

介護保険が地域の実情を踏まえ、地域に根ざしたものとなるよう、市民一人ひとりの理解と協力を得ながら実施します。

また、介護保険事業の円滑な推進のため、市民代表（公募）、保健・医療・福祉の専門家、学識経験者などで構成する保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会で事業の点検や評価を行います。

(2) 第3期介護保険事業の実施状況について

介護保険制度を円滑に運営するために本市では、学識経験者、保健医療福祉関係者、市民団体の代表者などで構成する「介護保険事業計画策定委員会（後に「介護保険運営委員会」に変更、平成20年4月からは「保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会」に再編）を設置し、市民からの幅広い意見を反映させた「第3期福岡市介護保険事業計画（計画期間平成18年度～平成20年度）を策定し、この事業計画に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭において、安心して暮らすことができるよう、介護保険制度の安定運営に努めた。

① 被保険者数の推移

第1号被保険者（65歳以上）が増加し、高齢化率は16%を超えており、特に、後期高齢者（75歳以上）の増加が大きなものとなっている。
(単位:人)

区分	18年度平均	19年度平均	20年度平均
総人口…a	1,381,353	1,393,028	1,403,868
第1号被保険者数 (65歳以上人口)…b	217,458	225,421	232,610
前期（65～74歳人口）	121,940	124,783	127,181
後期（75歳以上人口）	95,518	100,638	105,429
第1号被保険者数の総人口に 占める割合…b/a（高齢化率）	15.7%	16.2%	16.6%
2号被保険者数（40～64歳人口）	445,744	449,876	455,548

※ 「総人口」＝「住民基本台帳人口」+「外国人登録人口」

② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数については、認定率（高齢者人口に対する要介護認定者数の割合）はほぼ横ばいであるものの、高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数も増加している。

(単位:人)

区分	18年度平均		19年度平均		20年度平均	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
要介護認定者数	41,551	95.1%	42,475	100.0%	43,653	100.0%
認定率		19.1%		18.8%		18.8%
経過的要介護（旧要支援）	3,647	8.4%	0	0.0%	0	0.0%
要支援1	4,057	9.3%	6,464	15.2%	6,816	15.6%
小計	7,704	17.6%	6,464	15.2%	6,816	15.6%
要支援2	2,658	6.1%	5,228	12.3%	6,629	15.2%
要介護1	11,827	27.1%	10,563	24.9%	8,773	20.1%
要介護2	6,393	14.6%	6,591	15.5%	7,034	16.1%
要介護3	4,746	10.9%	5,262	12.4%	5,720	13.1%
要介護4	4,498	10.3%	4,343	10.2%	4,620	10.6%
要介護5	3,725	8.5%	4,024	9.5%	4,061	9.3%

※ 認定率＝要介護認定者数／第1号被保険者数

○状態の維持・改善可能性に係る審査の状況（平成18年4月～平成21年3月審査判定分まで）

要介護1相当	49,211 件	100.0%
要介護1	24,390 件	49.6%
要支援2	24,821 件	50.4%

※介護の手間に係る審査判定において「要介護1相当」とされた人については、状態の維持・改善可能性に係る審査判定により、「要介護1」と「要支援2」に区分

【参考】要介護認定者数の推移

(単位:人)

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
第1号 被保険者数 (A)	計画							216,600	224,800	231,800
	実績	174,421	181,769	189,334	195,964	202,447	208,974	217,458	225,421	232,610
要介護 認定者数 (B)	計画							44,710	46,120	47,610
	実績	20,235	23,541	28,312	32,823	36,479	39,038	41,551	42,475	43,653
認定率 (B/A)	計画							20.6%	20.5%	20.5%
	実績	11.6%	13.0%	15.0%	16.7%	18.0%	18.7%	19.1%	18.8%	18.8%

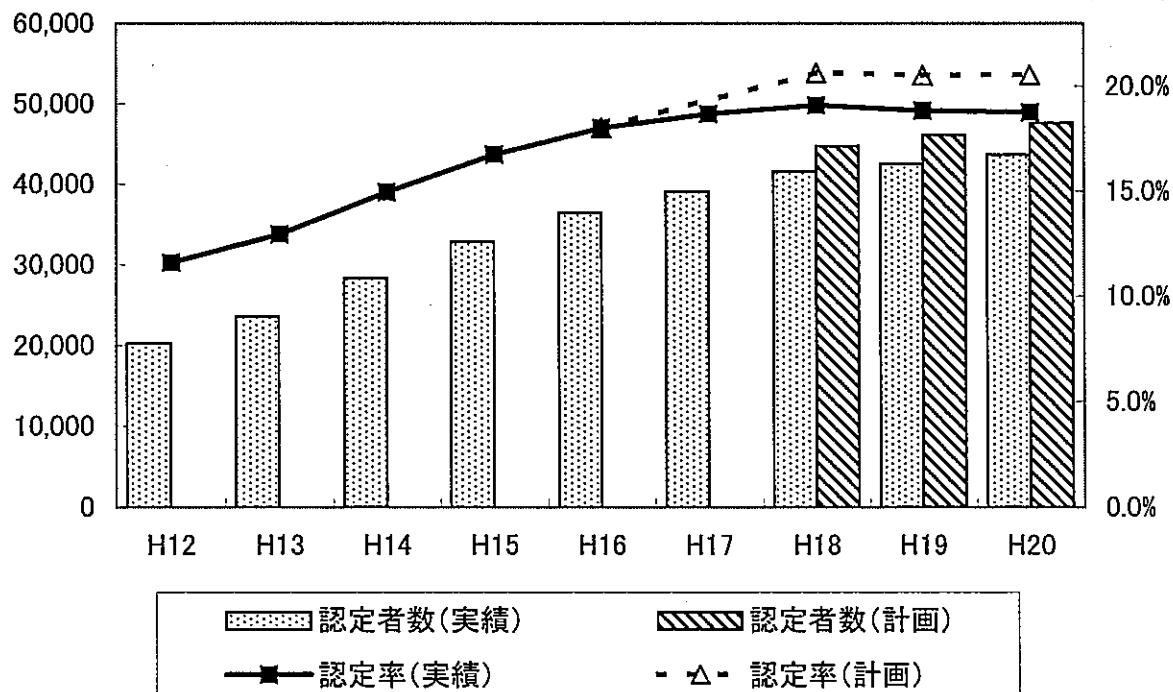
※各年度の平均値。

(要介護度別)

区分	H18			H19			H20		
	計画	実績	差	計画	実績	差	計画	実績	差
要介護認定者数	44,710	41,551	△ 3,159	46,120	42,475	△ 3,645	47,610	43,653	△ 3,957
経過的要介護(旧要支援)	3,530	3,647	117						
要支援1	6,980	4,057	△ 2,923	11,090	6,464	△ 4,626	11,440	6,816	△ 4,624
小計	10,510	7,704	△ 2,806	11,090	6,464	△ 4,626	11,440	6,816	△ 4,624
要支援2	2,870	2,658	△ 212	7,590	5,228	△ 2,362	11,280	6,629	△ 4,651
要介護1	11,830	11,827	△ 3	7,960	10,563	2,603	4,830	8,773	3,943
要介護2	5,810	6,393	583	5,800	6,591	791	5,960	7,034	1,074
要介護3	4,890	4,746	△ 144	4,880	5,262	382	5,020	5,720	700
要介護4	4,620	4,498	△ 122	4,620	4,343	△ 277	4,770	4,620	△ 150
要介護5	4,180	3,725	△ 455	4,180	4,024	△ 156	4,310	4,061	△ 249

認定者数(人)

認定率



③ 介護サービスの利用状況

ア 介護サービス利用者の状況

介護サービスの利用状況については、要支援1～2においては、介護サービスの利用率が伸びている。

区分	H18年度平均(B)		H19年度平均(A)		H20年度平均(B)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
要介護認定者数	41,551		42,475		43,653	
サービス利用者 (標準的・在宅+居住系+施設)	31,797 (76.5%)	100.0%	32,481 (76.5%)	100.0%	33,650 (77.1%)	100.0%
要支援1	2,402 (59.2%)	7.6%	3,988 (61.7%)	12.3%	4,318 (63.4%)	12.8%
要支援2	1,704 (64.1%)	5.4%	3,482 (66.6%)	10.7%	4,671 (70.5%)	13.9%
経過的要介護(旧要支援)	2,582 (70.8%)	8.1%				
要介護1	9,440 (79.8%)	29.7%	8,515 (80.6%)	26.2%	7,087 (80.8%)	21.0%
要介護2	5,387 (84.3%)	16.9%	5,552 (84.2%)	17.1%	5,973 (84.9%)	17.8%
要介護3	3,941 (83.0%)	12.4%	4,437 (84.3%)	13.7%	4,832 (84.5%)	14.4%
要介護4	3,700 (82.3%)	11.6%	3,638 (83.8%)	11.2%	3,874 (83.9%)	11.5%
要介護5	2,641 (70.9%)	8.3%	2,869 (71.3%)	8.8%	2,895 (71.3%)	8.6%
標準的・在宅サービス利用者	21,981	100.0%	22,028	99.9%	22,856	100.0%
要支援1	2,310	10.5%	3,809	17.3%	4,115	18.0%
要支援2	1,615	7.3%	3,308	15.0%	4,406	19.3%
経過的要介護(旧要支援)	2,495	11.4%				
要介護1	7,924	36.0%	6,853	31.1%	5,551	24.2%
要介護2	3,728	17.0%	3,857	17.5%	4,265	18.7%
要介護3	1,964	8.9%	2,231	10.1%	2,491	10.9%
要介護4	1,232	5.6%	1,234	5.6%	1,297	5.7%
要介護5	713	3.3%	736	3.3%	731	3.2%
居住系サービス利用者	2,859	100.0%	3,421	100.0%	3,845	100.0%
要支援1	88	3.1%	177	5.2%	199	5.2%
要支援2	80	2.8%	164	4.8%	258	6.7%
経過的要介護(旧要支援)	87	3.0%				
要介護1	808	28.2%	942	27.5%	924	24.0%
要介護2	674	23.6%	752	22.0%	779	20.3%
要介護3	528	18.5%	658	19.2%	747	19.4%
要介護4	428	15.0%	492	14.4%	642	16.7%
要介護5	166	5.8%	236	6.9%	296	7.7%
施設サービス利用者	6,957	100.0%	7,032	99.8%	6,949	100.0%
要支援1(経過措置)	4	0.1%	2	0.0%	4	0.1%
要支援2(経過措置)	9	0.1%	10	0.1%	7	0.1%
要介護1	708	10.2%	720	10.2%	612	8.8%
要介護2	985	14.2%	943	13.4%	929	13.4%
要介護3	1,449	20.8%	1,548	22.0%	1,594	22.9%
要介護4	2,040	29.3%	1,912	27.2%	1,935	27.8%
要介護5	1,762	25.3%	1,897	26.9%	1,868	26.9%

※()内はサービス利用率(=サービス利用者数/要介護認定者数)。

※各実績は、国保連合会への支払実績による。

イ 1人当たりの保険給付額(高額サービス費等は除く)

(単位:円／月)

区分	H18年度平均	H19年度平均	H20年度平均
標準的在宅サービス	85,445	86,611	88,112
*居住系サービス	193,840	193,142	192,164
施設サービス	263,814	266,488	264,981

(参考)

在宅サービス (標準的在宅サービス+居住系サービス)	97,920	100,931	103,127
-------------------------------	--------	---------	---------

*居住系サービスには、一部標準的在宅サービス費(認知症対応型共同生活介護短期利用分)を含む。

ウ 介護サービスの利用状況

サービスの利用状況は、全体的に増加傾向にあるが、介護療養型医療施設等については、減少している。

<在宅サービス>

サービス区分	単位	H18年度 平均	H19年度 平均	H20年度 平均
訪問介護	利用者数(人／月)	12,517	12,155	11,984
介護予防訪問介護	人／月	2,601	4,689	5,386
訪問介護	時間／月	183,080	152,952	131,022
訪問入浴介護	回／月	1,693	1,616	1,664
訪問看護	回／月	13,624	13,697	13,977
訪問リハビリテーション	回／月	1,650	2,651	3,475
居宅療養管理指導	人／月	2,757	3,086	3,610
通所介護	利用者数(人／月)	7,151	7,904	8,823
介護予防通所介護	人／月	1,029	2,072	2,716
通所介護	回／月	59,342	60,027	66,367
通所リハビリテーション	利用者数(人／月)	4,204	4,250	4,311
介護予防通所リハビリテーション	人／月	411	805	1,004
通所リハビリテーション	回／月	35,239	33,948	32,064
短期入所生活介護	日／月	12,013	13,771	14,509
短期入所療養介護	日／月	1,559	1,560	1,572
福祉用具貸与	人／月	7,364	6,762	7,654
特定福祉用具販売	人／月	332	359	375
住宅改修	人／月	286	289	318
居宅介護支援・介護予防支援	人／月	21,729	21,606	22,439
夜間対応型訪問介護	人／月	—	—	—
認知症対応型通所介護	回／月	3,214	3,562	3,896
小規模多機能型居宅介護	人／月	50	93	159

<居住系サービス>

サービス区分	単位	H18年度 平均	H19年度 平均	H20年度 平均
特定施設入居者生活介護	人／月	1,716	2,200	2,476
認知症対応型共同生活介護	人／月	1,141	1,195	1,249
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	2	10	48
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月	—	16	72

<施設サービス>

サービス区分	単位	H18年度 平均	H19年度 平均	H20年度 平均
介護老人福祉施設	人／月	3,143	3,247	3,275
介護老人保健施設	人／月	2,442	2,475	2,484
介護療養型医療施設	人／月	1,372	1,310	1,190

※各サービスには、予防給付分を含む。

エ 各サービス別の保険給付費

(単位:千円)

	H18年度(B) 4月～3月分計	H19年度(A) 4月～3月分計	H20年度(B) 4月～3月分計
標準的 在宅 サービス	訪問介護	5,750,771	5,318,405
	訪問入浴介護	232,609	219,955
	訪問看護	1,171,528	1,146,790
	訪問リハ	97,150	159,232
	居宅療養管理指導	429,758	507,318
	通所介護	5,613,179	6,245,090
	通所リハ	3,416,046	3,423,826
	短期入所生活介護	1,153,952	1,289,164
	短期入所療養介護	178,795	179,357
	福祉用具貸与	1,146,236	995,545
	福祉用具購入	129,513	125,345
	住宅改修	357,926	336,170
	介護予防支援・居宅介護支援	2,505,000	2,314,870
	認知症対応型通所介護	360,202	437,228
	小規模多機能型居宅介護	91,710	196,366
合計		22,634,376	22,894,662
		24,157,745	
居住系 サービス	特定施設入居者生活介護	3,281,140	4,358,226
	認知症対応型共同生活介護*	3,283,052	3,508,971
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2,837	18,907
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	42,588
	合計	6,567,029	7,928,692
施設	介護老人福祉施設	8,738,609	9,159,243
	介護老人保健施設	7,346,651	7,462,664
	介護療養型医療施設	6,017,508	5,865,984
	合計	22,102,767	22,487,891
	高額サービス費	907,293	847,950
	特定入所者介護サービス費	1,833,764	2,012,079
	審査支払手数料	71,514	72,279
	保険給付費合計	54,116,743	56,243,553
			58,336,842

※四捨五入のため合計値があわない場合がある。

※各月利用分は、支払実績による。

※認知症対応型共同生活介護給付費には、一部標準的住宅サービス費(短期利用分)を含む。

工 第3期介護保険料収納状況(現年度分)

年度	徴収方法	調定額		収納額		収納率	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額
平成 18 年度	特別徴収	1,011,416	9,289,542,829	1,011,416	9,289,542,829	100.00%	100.00%
	普通徴収	579,219	2,436,362,433	505,450	2,130,810,263	87.26%	87.46%
	合 計	1,590,635	11,725,905,262	1,516,866	11,420,353,092	95.36%	97.39%
平成 19 年度	特別徴収	1,110,394	10,322,452,203	1,110,394	10,322,452,203	100.00%	100.00%
	普通徴収	474,106	1,996,566,597	398,762	1,690,559,969	84.11%	84.67%
	合 計	1,584,500	12,319,018,800	1,509,156	12,013,012,172	95.24%	97.52%
平成 20 年度	特別徴収	1,155,127	10,699,498,404	1,155,127	10,699,498,404	100.00%	100.00%
	普通徴収	474,557	1,973,628,613	399,604	1,660,553,680	84.21%	84.14%
	合 計	1,629,684	12,673,127,017	1,554,731	12,360,052,084	95.40%	97.53%

今年度の主な取り組み事項等について

福岡市安心生活確保のための生活支援事業（モデル事業）の実施について ～夜間対応型訪問介護・緊急通報システム・声の訪問事業の一体的運営～

1. 事業の目的

当該モデル事業は、安心確保のための複数のサービスを同一事業者が一体的に行うことで、要援護高齢者などがいつでも在宅で安心して生活できる環境を整備する。

また、安否確認など類似する事業を統合することで、より効果的で効率的な事業運営を図る。

2. 事業概要

(1) 夜間対応型訪問介護

要介護1～5の方に対して、夜間において、定期的な巡回又は常駐オペレーターへの通報といった手段で利用者の居宅を訪問し、排せつの介護や日常生活上の緊急時の対応などを行う。

(2) 緊急通報システム

在宅のひとり暮らし高齢者などに対して、緊急事態において無線発信機等を用いて受信センターに通報し、センターから、近隣の緊急通報協力員や消防局への通報などの対応を行い、速やかに利用者の救助を行う。

(3) 声の訪問事業

在宅のひとり暮らし高齢者などに対して、電話相談センターから定期的な電話による安否確認をすることで、各種の相談及び助言を行う。

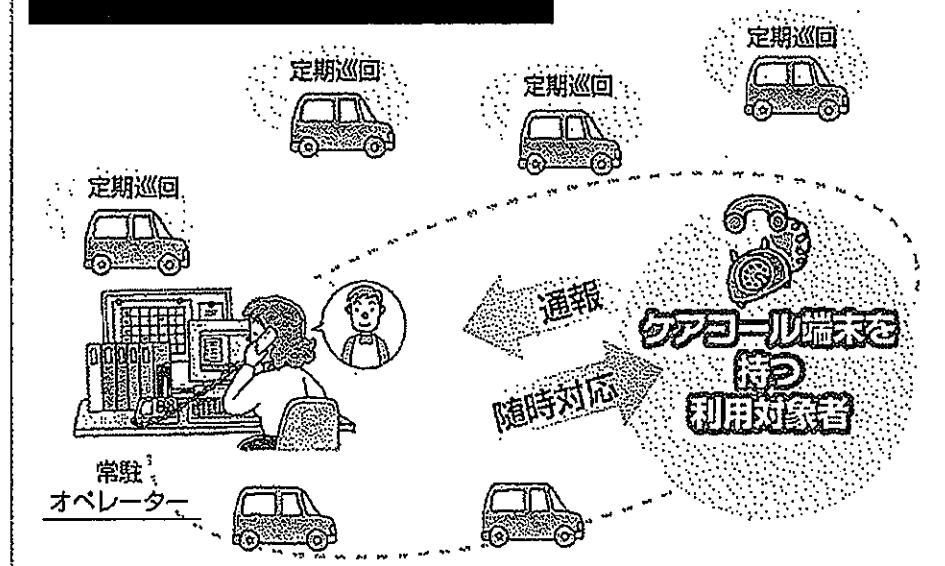
3. 主なスケジュール

平成21年	3月27日	募集事業者説明会、募集開始
	4月30日	申請意向確認書提出 締切
	6月30日	計画書提出 締切 6事業者提出
	7月～9月	事業者ヒアリング
	10月	事業者決定
	10月～	国庫補助申請等手続
	11月～12月	事業所開設・モデル事業契約（対象者の移行開始）

福岡市安心生活確保のための生活支援事業（モデル事業）

**24時間
365日の安心・安全の確保**

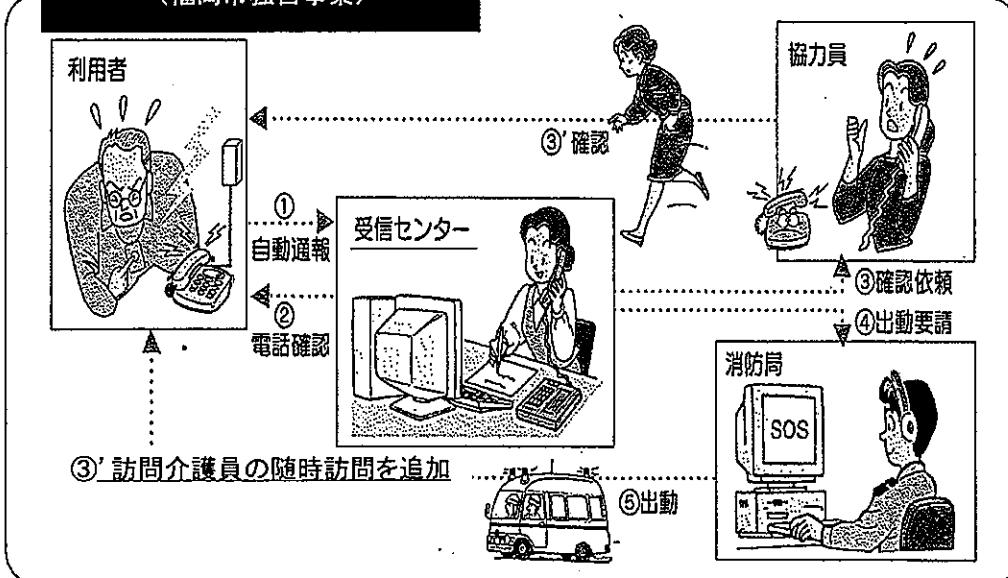
夜間対応型訪問介護のイメージ (介護保険 地域密着型サービス)



業務内容

- ・訪問介護員等の定期巡回
- ・〃 隨時訪問

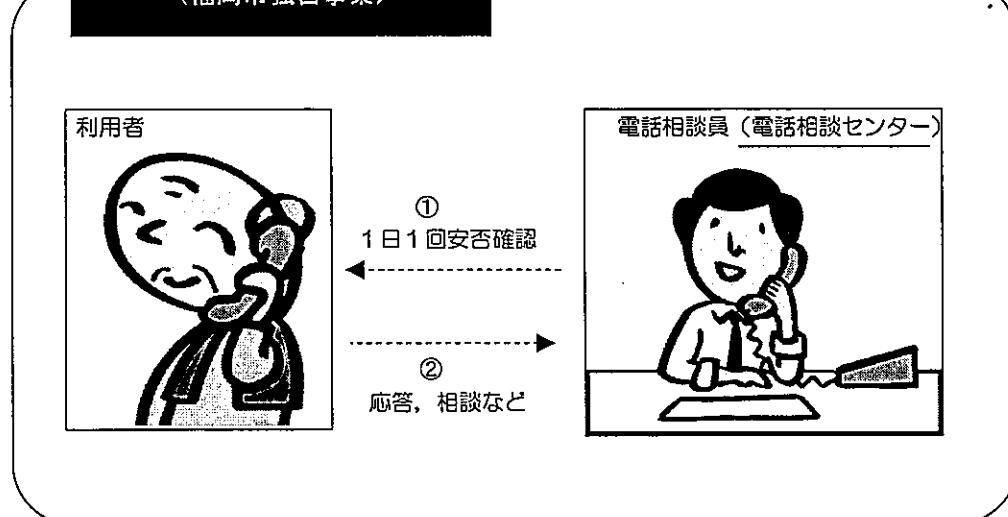
緊急通報システムのイメージ (福岡市独自事業)



業務内容

- ・緊急時に消防等へ連絡
- ・月一回の定期連絡
- ・訪問介護員等の随時訪問

電話相談サービスのイメージ (福岡市独自事業)



業務内容

- ・1日1回の電話連絡
- ・各種相談
- ・訪問介護員等の随時訪問

福岡市認知症サポーター養成の取組状況

福岡市認知症サポーター養成

【事業概要】

1. キャラバン・メイト養成研修
2. 認知症サポーター養成講座

【1. キャラバンメイト養成研修】

キャラバンメイト養成

平成21年7月末
217人

【メイトの役割】

- ・地域や職域・学校などで認知症サポーターの講師役
- ・関係機関・団体等の協力による見守り・支援体制の推進役 など

各区認知症ネットワークの形成・連携強化

各地域包括支援センター

各区
地域保健福祉課

介護実習普及センター

市社協
区社協

認知症介護実践リーダー研修等
修了生

介護サービス事業者

【2. サポーター養成講座】

平成21年6月末
2,392人

認知症サポーター養成

【講座内容】

- ・認知症の症状
- ・認知症の人と接する時の心がまえ
- ・認知症介護家族の気持ち
- ・サポーターとしてできること など



地域住民、校区社会福祉協議会、自治協議会等の関係機関・団体など

【サポーターの役割】

何か特別なことをやってもらうのではなく、認知症を正しく理解し、認知症の人と家族を温かく見守る応援者になる。

福岡市認知症サポーター養成講座の取組状況

1. 取組事例

(1) 受講団体

○○校区社会福祉協議会



(2) 受講者数

56人（男性20人、女性36人）

（40代8人、50代14人、60代19人、70代以上15人）

(3) 講 師

キャラバン・メイト（市職員）

(4) 講座内容（全体90分）

①認知症を理解する（20分）

②グループワーク（15分）

（もし、私が認知症になつたら、どんな気持ちだろう。他）

③認知症予防、認知症の人との接し方（寸劇）、サポーターができること（15分）

④地域の体験談発表（10分）

⑤グループワーク（20分）

（サポーターとして、自分にはどんなことができるだろう。）

⑥まとめ（オレンジリングの配布等）（10分）

(5) その他

- ・1回目の振り返りを行い、2回目を開催予定

- ・保健福祉センター 地域保健福祉課が校区に働きかけ開催した。

2. 実施状況（平成21年4月～6月実施分）

区分	受講団体等	回数	受講者数
地域	公民館	6	280人
	社会福祉協議会	4	182人
	校区地域住民	2	46人
	小計	12	508人
企業	福岡県指定自動車学校協会	6	419人
	市職員	7	242人
	その他	3	112人
	小計	16	773人
	合計	28	1,281人

3. 担当窓口

○地域 各保健福祉センター 地域保健福祉課

○職域・企業 保健福祉局 高齢者・障がい者施策推進部 在宅支援課（711-4226）

介護拠点等の緊急整備にかかる本市の取組について（9月補正予算（案））

1. 介護基盤緊急整備基金による補助金の拡充

（1）概要

国の経済危機対策の一環として、小規模多機能型居宅介護事業所等の施設整備に対する国の交付金の補助単価の引き上げが行われることを受け、補助単価の引き上げを行う（平成21年度から平成23年度の3か年）。

（2）内容及び補助単価

○小規模多機能型居宅介護事業所

15,000千円 → 26,250千円 (+11,250千円アップ)

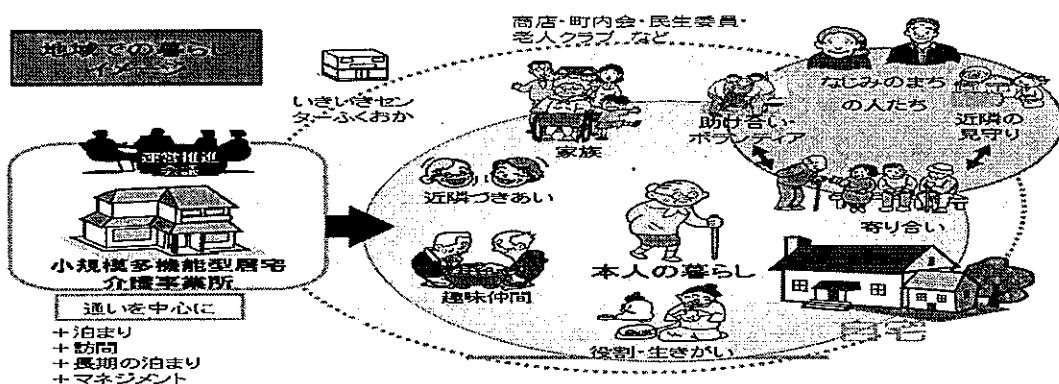
○認知症高齢者グループホーム

15,000千円 → 26,250千円 (+11,250千円アップ)

2. 畦島における高齢者福祉サービス推進事業

（1）事業の概要

玄界島における介護サービスの充実を図るため、「通い」「泊まり」「訪問」の機能を持つ“小規模多機能型居宅介護事業所”を開設するための建築費用を助成し、民間事業所の参入を促す。



（2）事業の内容

施設整備費に対する国の交付金の補助単価の引き上げ（介護基盤緊急整備基金）に加え、離島での建設に伴うコストアップなどの対応分として、国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、上記事業費をさらに上乗せする。

離島における高齢者福祉サービス推進事業について

(1) 事業の概要

玄界島における介護サービスの充実を図るため、平成18年度の介護保険制度の改正により、創設された地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護事業所の建築費用を補助することにより、民間事業所の参入を促す。

※小規模多機能型居宅介護事業所

自宅からの「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせたサービスを提供することで、在宅での生活の継続を支援する利用登録者の定員が25人以下の事業所。

(2) 経緯・背景

玄界島については、離島という地理的条件影響もあってか、島内に介護サービスの基盤となる事業所がなく、島内の住民は、これまで、身近なものとして介護サービスを受けることができない状況にあった。

このような状況にあって、国の経済危機対策の一環として、少子高齢化社会への対応を目的に、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金の拡充や「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の制度が創設されたことから、これらの制度を活用し、玄界島における介護サービスの基盤整備を行うこととした。

※玄界島における高齢者人口及び要介護認定者数 (H21.6月末現在)

人口	高齢者数	高齢化率	要介護認定者	(内訳)				
				施設入所	訪問介護	通所介護	用具貸与	未利用
566人	168人	29.7%	43名	16名	4名	1名	3名	19名

(3) 事業内容

施設整備費に対する国の交付金の補助単価の引き上げ（平成21年度から平成23年度の3カ年）に加え、離島での建設に伴うコストアップなどの対応分として、補助額をさらに上乗せする。

(4) 今後のスケジュール

9月補正予算成立後に事業所を公募し、平成22年4月からの事業開始を見込んでいる。

【参考】その他市内の離島、山間地の状況 (H21.6月末現在)

	人口	高齢者数	高齢化率	要介護認定者	(内訳)				
					施設入所	訪問介護	通所介護	用具貸与	未利用
小呂島	211人	47人	22.3%	11名	3名	0名	0名	0名	8名
板屋地区	88人	26人	29.5%	5名	0名	0名	1名	0名	4名

介護保険料減免の一部改正について

1 居住用財産を譲渡した場合の保険料の減額措置の追加

介護保険料の算定は合計所得金額等によって行うが、居住用財産を譲渡した場合の合計所得金額においては、租税特別措置法による特別控除が適用されないため、居住用財産の買換え等を行い、当該譲渡所得を有しない場合も、保険料段階が上昇することとなる。

このような場合で、保険料を納付することが困難なときは、居住用財産の譲渡がないものとして算定される保険料額に減額する措置を設ける。

2 保険料の減額対象

- ア 居住用財産の買換えのため、居住用財産を売却し新たに居住用財産を購入した場合で、売却価額が取得価額に満たない場合
- イ 債務の返済のため、居住用財産を売却した場合で、売却価額が返済額に満たない場合
- ウ 有料老人ホーム等への入居のため、居住用財産を売却し有料老人ホーム等の入居費用に充てた場合で、売却価額が入居費用に満たない場合
- エ 居住用財産を公共用地として譲渡し、新たに居住用財産を購入した場合で、売却価額が取得価額に満たない場合

なお、預（貯）金等の合計額は、単身世帯で550万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下を対象とする。

3 見込件数

年間10件程度

福岡市介護保険条例施行規則 新旧対照表

	旧	新
(保険料の減免)		
第10条 条例第18条第1項第5号に規定する市長が必要と認める場合は、次の各号のいずれかに該当する。		(保険料の減免) 第10条 条例第18条第1項第5号に規定する市長が必要と認めると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
(1) 第1号被保険者が監獄、労役場その他これらに準じる施設に拘禁された場合		(1) 第1号被保険者が監獄、労役場その他これらに準じる施設に拘禁された場合
(2) 令第39条第1項第3号イに該当する第1号被保険者が、収入及び活用することができるとされる資産の額が著しく低い等の理由により保険料を納付することが困難である者として別に定める場合		(2) 令第39条第1項第3号イに該当する第1号被保険者が、収入及び活用することができるとされる資産の額が著しく低い等の理由により保険料を納付することが困難である者として別に定める場合
(3) 条例第18条第1項の規定により減免を受けようとする保険料の賦課期日の属する年の前年に居住用財産等を譲渡した第1号被保険者(当該保険料の額が、当該譲渡がないものとした場合に算定される保険料の額を超える者に限る)が、居住用財産の買換え等により保険料を納付することが困難である者として別に定める場合		(3) 条例第18条第1項の規定により減免を受けようとする保険料の賦課期日の属する年の前年に居住用財産等を譲渡した第1号被保険者(当該保険料の額が、当該譲渡がないものとした場合に算定される保険料の額を超える者に限る)が、居住用財産の買換え等により保険料を納付することが困難である者として別に定める場合
		<u>附 則</u> (施行期日) 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 (適用区分) 2 この規則による改正後の福岡市介護保険条例施行規則第10条の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

福岡市介護保険料減免要綱

改正部分は、□の枠内に表示

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号。以下「条例」という。）第18条に規定する保険料の減免に関して、福岡市介護保険条例施行規則（平成12年福岡市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保険料の減免)

第2条 条例第18条第2項の規定により、申請書の提出があった場合において、納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと市長が認めたときは、同条第1項第1号に該当する者については同号に規定する理由が生じた日の属する月以後の月数に応じた保険料の額に第1号に定める割合を乗じて得た額を減免し、同項第2号から第4号までのいずれかに該当する者については当該年度に納付すべき保険料の額を第2号に定める額に減額し、同項第5号に該当する者のうち規則第10条第1号の規定に該当する者については同号に該当することとなった日の属する月から同号に該当しないこととなった日の属する月の前月までの期間における各納期に納付すべき保険料の額に第3号に定める割合を乗じて得た額を減免し、同条第2号の規定に該当する者については当該年度に納付すべき保険料の額を第4号に定める額に減額し、同条第3号の規定に該当する者については当該年度に納付すべき保険料の額を第5号に定める額に減額する。

(1) 条例第18条第1項第1号に規定する理由により、第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る資産について生じた損害の金額（保険金又は損害賠償金によって補填された金額を除く。）が、次のいずれかに該当する者

なお、減免の期間は、1年以内の範囲とする。

- ア 当該資産の全部が損害を受けた場合 100%以内
- イ 当該資産の2分の1程度以上が損害を受けた場合 70%以内
- ウ 当該資産の3分の1程度以上が損害を受けた場合 50%以内

(2) 条例第18条第1項第2号から第4号までに規定する理由のいずれかに該当し、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の本年中の見込所得金額が、前年の30%以上減少し、かつ当該世帯の本年中の見込所得金額が次の基準まで減少した場合

なお、減免の期間は、当該賦課年度以内とする。

- ア 本年中の見込所得金額が、1人世帯の場合は350,000円、世帯主及び世帯員の合計が2人以上の世帯の場合は350,000円にその世帯の世帯員数（当該世帯主を含む。）を乗じて得た額に210,000円を加算した金額以下で、かつ条例第9条に規定する公的年金等の収入金額と合計所得金額の見込による合計額が800,000円を超える場合 条例第9条第3号に規定する保険料率相当額

- イ 本年中の見込所得金額が、1人世帯の場合は350,000円、世帯主及び世帯員の合計が2人以上の世帯の場合は350,000円にその世帯の世帯員数（当

該世帯主を含む。) を乗じて得た額に 210,000 円を加算した金額以下で、かつ条例第 9 条に規定する公的年金等の収入金額と合計所得金額の見込による合計額が 800,000 円以下である場合 条例第 9 条第 2 号に規定する保険料率相当額

- (3) 条例第 18 条第 1 項第 5 号に該当する者のうち、規則第 10 条第 1 号に該当する者

100 分の 100

- (4) 条例第 18 条第 1 項第 5 号に該当する者のうち、規則第 10 条第 2 号に該当する者については、対象となる保険料額を条例第 9 条第 2 号に規定する保険料率相当額に減額する。

なお、減額の期間は、当該賦課年度末までとする。

- (5) 条例第 18 条第 1 項第 5 号に該当する者のうち、規則第 10 条第 3 号に該当する者については、対象となる保険料額を当該保険料の賦課期日の属する年の前年における居住用財産等の譲渡がないものとした場合に算定される条例第 9 条各号に規定する保険料率相当額に減額する。

なお、減額の期間は、当該賦課年度末までとする。

(規則第 10 条第 2 号の基準)

第 3 条 規則第 10 条第 2 号に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる基準をすべて満たした場合とする。ただし、本年中の見込収入金額が本条第 2 号に定める基準を超える場合は、この限りでない。

- (1) 第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税が課税されていないこと。
- (2) 当該保険料の賦課期日において、第 1 号被保険者が属する世帯の世帯主及びすべての世帯員の前年の収入金額の合計額（前年と比較して収入額が減少していると認められる場合については賦課期日の属する年の見込収入金額）が、当該年度に属する世帯員の人数の区分に応じ、次に掲げる額（以下「収入基準額」という。）を超えないこと。

ア 1 人 1,200,000 円

イ 2 人 1,800,000 円

ウ 3 人 2,300,000 円

エ 4 人以上 当該人数から 3 人を減じた人数に 500,000 円を乗じて得た額に、2,300,000 円を加算した額。

- (3) 第 1 号被保険者が属する世帯以外の世帯に属する者（当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者に限る。）の扶養を受けていないこと。

- (4) 第 1 号被保険者が属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、次に掲げる資産以外の資産を有していないこと。

ア 収入基準額に 2 を乗じて得た額以下の預金・貯金等

イ 居住の用途に供するために有する土地又は建物（居住用以外の土地、建物で世帯の収入を得るために有するもの等活用することが困難であると認められる資産を含む。）

(規則第10条第3号の基準)

第4条 規則第10条第3号に規定する別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当し、保険料を納付することが困難であると認められる場合とする。ただし、預貯金等の資産の合計額が、単身世帯で550万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額を超える場合は、この限りではない。

- (1) 居住用財産の買換えのため居住用財産等を譲渡し、当該譲渡に係る譲渡所得を有する者であって、当該譲渡に係る収入金額が新たな居住用財産の取得に係る支払額に満たないもの
- (2) 借入金等の債務の返済のため居住用財産等を譲渡し、当該譲渡に係る譲渡所得を有する者であって、当該譲渡に係る収入金額が当該借入金等の債務の残額に満たないもの
- (3) 有料老人ホーム等への入居のため居住用財産等を譲渡し、当該譲渡に係る譲渡所得を有する者であって、当該譲渡に係る収入金額が当該入居に係る入居費用の支払額に満たないもの
- (4) 土地収用等（保険料上昇分相当の補償がある場合を除く。）により居住用財産等を譲渡し、当該譲渡に係る譲渡所得を有する者であって、当該譲渡に係る収入金額が新たな居住用財産の取得に係る支払額に満たないもの。
- (5) その他前4号に準じると認められるもの

(保険料の減免の変更)

第5条 この要綱により、軽減又は免除の処分を行った後その措置事由に甚だしい変化を生じたときは、その処分の内容を変更する。

(端数処理)

第6条 第2条第1号から第5（旧4）号により算定された軽減額について、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年10月1日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

国・県の動向について

要介護認定の見直しについて

1 要介護認定の見直しの目的と主な変更点について → 別紙1

介護技術の進歩にあわせ、コンピュータ判定に用いるデータの更新や認定調査項目の見直しを行うとともに、認定調査項目の記載方法や介護認定審査会資料の見直しにより要介護認定のバラツキの回避を図る。

2 要介護認定の方法の見直しに伴う経過的な措置について → 別紙2

要介護認定等の方法の見直し直後において、利用者に引き続き安定的なサービスの提供を可能とする観点から、見直し後の要介護認定等の方法の検証期間において、要介護認定等の方法の見直しに伴う経過的な措置を市町村において実施されることとされた。

3 要介護認定方法の見直しに係る検証を踏まえた見直しについて → 別紙3

4月以降の要介護認定の検証結果では、多くの認定調査項目についてはバラツキが減少する傾向にある一方、いくつかの項目についてはバラツキが拡大しており、また、新たな方式による要介護度別の分布については、中・重度者の割合に大きな変化はないが、非該当者及び軽度者の割合が増加していた。そのため、調査項目に係る定義等の修正を行うことが必要であるとされ、それによるコンピュータ上のシミュレーション等で、従来の要介護度の分布がほぼ等しくなったため、認定調査員テストの修正を行い、10月1日から実施し、経過措置については9月30日をもって終了することとされた。

4 福岡市の状況 → 別紙4

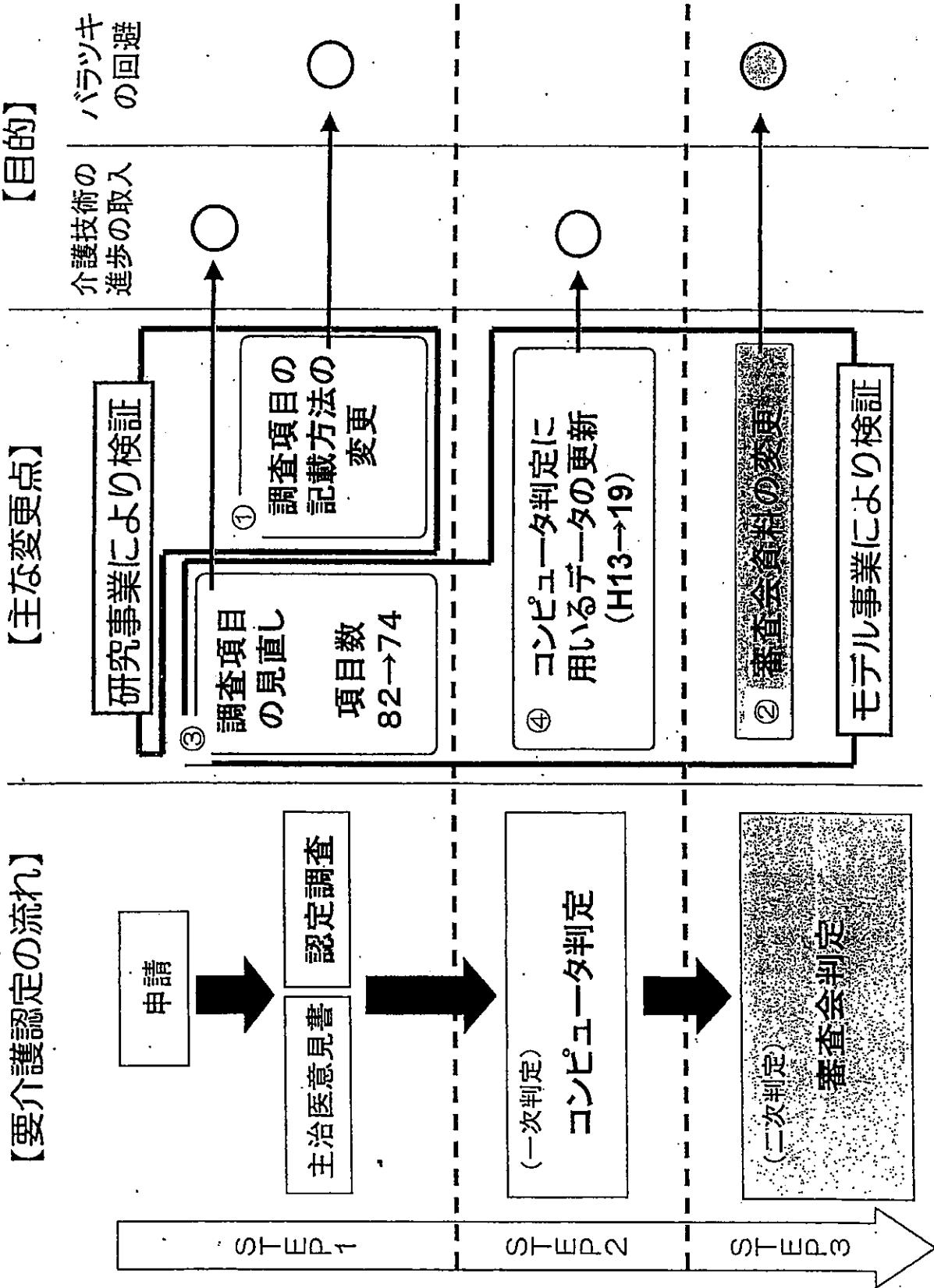
更新申請における経過措置の希望内容は、より重度を選択する者が約7割となっており、経過措置適用後の認定結果は、前回と同じが約8割、前回より重度が約2割となっている。

また、新たな方式による新規申請の認定結果は、非該当及び要支援1の方の割合が増加している。

要介護認定の主な変更点と目的

【要介護認定の流れ】

【主な変更点】



要介護認定方法の見直しに係る検証・検討にあたって

- 従来の認定期度の課題
　　○ 認定にばらつきがあるのではないか?
　　○ 介護の手間をきちんと反映しているのか?

モデル事業等での検証
→ 見直しにより一律に軽度に判定されるわけがない。

介護認定の見直し

必要なサービスが受けられなくなるので
はという不安の声。

パブリックコメントや関係
団体等から様々なご意見
→ 3月下旬に、一定の対
応を行い、周知徹底。

- 現場の声や、客観的データに基づいた検証・検討を行っていくことが重要。
- 幅広い立場の方にメンバーハウスに
いただき、本検証・検討会を設置。

平成21年4月から新制度導入

要介護認定の方法の見直しに伴う経過措置について

1. 趣旨

- 要介護認定方法の見直し直後において、必要なサービスの安定的な提供を確保し、利用者の不安を解消するとともに、混乱を防止する観点から、見直し後の要介護認定方法の検証期間において、市町村が要介護認定方法の見直しに伴う経過措置を実施することとする。

2. 経過措置の考え方

- 申請者の希望に応じ、見直し後の要介護認定の方法により審査・判定された要介護度が従前の要介護度と異なる場合に、従前の要介護度とする。
- 経過措置の実施期間は検証期間中。

※ 留意点

- 利用者や市町村の負担に配慮。
- 個人情報保護の観点に留意しながら、見直し後の要介護認定の方法の検証に役立てることができるように、市町村にデータの提供を依頼。

要介護認定方法の見直しに係る検証を踏まえた見直しについて

- 介護サービスを受けるには要介護認定を受けることが必要であり、要介護認定は介護サービスを受けるための「入り口」である。このため、要介護認定の信頼性が、国民の介護保険制度に対する信頼に大きな影響を及ぼす。
- 要介護認定は、利用者・事業者・保険者のバランスをとりつつ、公正かつ的確に行われることが重要である。今回の要介護認定の見直しにおいて、要介護認定のバラツキを是正し、最新の介護の手間を反映させるという目的自体は理解できるし、認定調査における評価の評価軸が3つになったことも重要である。
- 一方、今回の見直しは、利用者・市町村の双方にとって大きな見直しであったにもかかわらず、事前の検証や周知が十分に行われたとは言いがたく、結果として現場の大きな混乱を招いた。この点、厚生労働省に対し、猛省を促したい。
- ただし、今回の見直し内容に係る検証は、見直しの導入に際しての厚生労働省の不手際にに対する批判とは切り離して、データに基づき客観的に行うべきである。
- 今回の見直しの結果、認定調査項目の選択肢に係る自治体間のバラツキが減少する傾向にあることは重要な変化と考える。
- 他方、要介護度別の分布については、今回の見直し後も中・重度者の割合に大きな変化はないが、非該当者及び軽度者の割合は増加した。また、こうした変化は、在宅や新規の申請者に多く見られている。この変化をどうとらえ、どのような対応を行うかが問われている。
- 検証・検討会としては、要介護度別分布のシミュレーションや市町村における試行結果を踏まえ、今回の見直しにより自治体間のバラツキが拡大した認定調査項目、市町村から質問・意見が多く寄せられている項目を中心に、認定調査員テキストを別紙のとおり修正すべきと考える。
こうした措置により、今回の見直しに係る懸念・不安については、概ね対応ができるのではないかと考えるが、本検証・検討会としては、厚生労働省に対し、上記見直し後の要介護認定の実施状況について、本検証・検討会に報告するよう求める。
- さらに、経過措置については、利用者の不安に対応するという趣旨は理解するが、市町村に大きな負担を課すとともに、要介護認定の趣旨にそぐわないものであり、上記の見直しと同時に終了させるべきである。
- 上記の見直しに際しては、十分な準備期間を確保し、市町村への情報提供や調査員に対する研修を着実に行うとともに、厚生労働省の責任において修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知すること等により、再度の混乱を招くことがないよう配慮すべきである。
- 検証・検討会としては、厚生労働省に対し、今後、要介護認定方法の見直しの際は、利用者や市町村の立場に立って、十分に時間をかけて事前の検証や周知を行うことを求めたい。
また、将来的には、ケアマネジメントも含め、利用者に必要なサービスが公平に提供される仕組みについて、広く関係者の意見も聞いた上で、要介護認定がこうした仕組みに資するよう引き続き検討を行うよう求めたい。

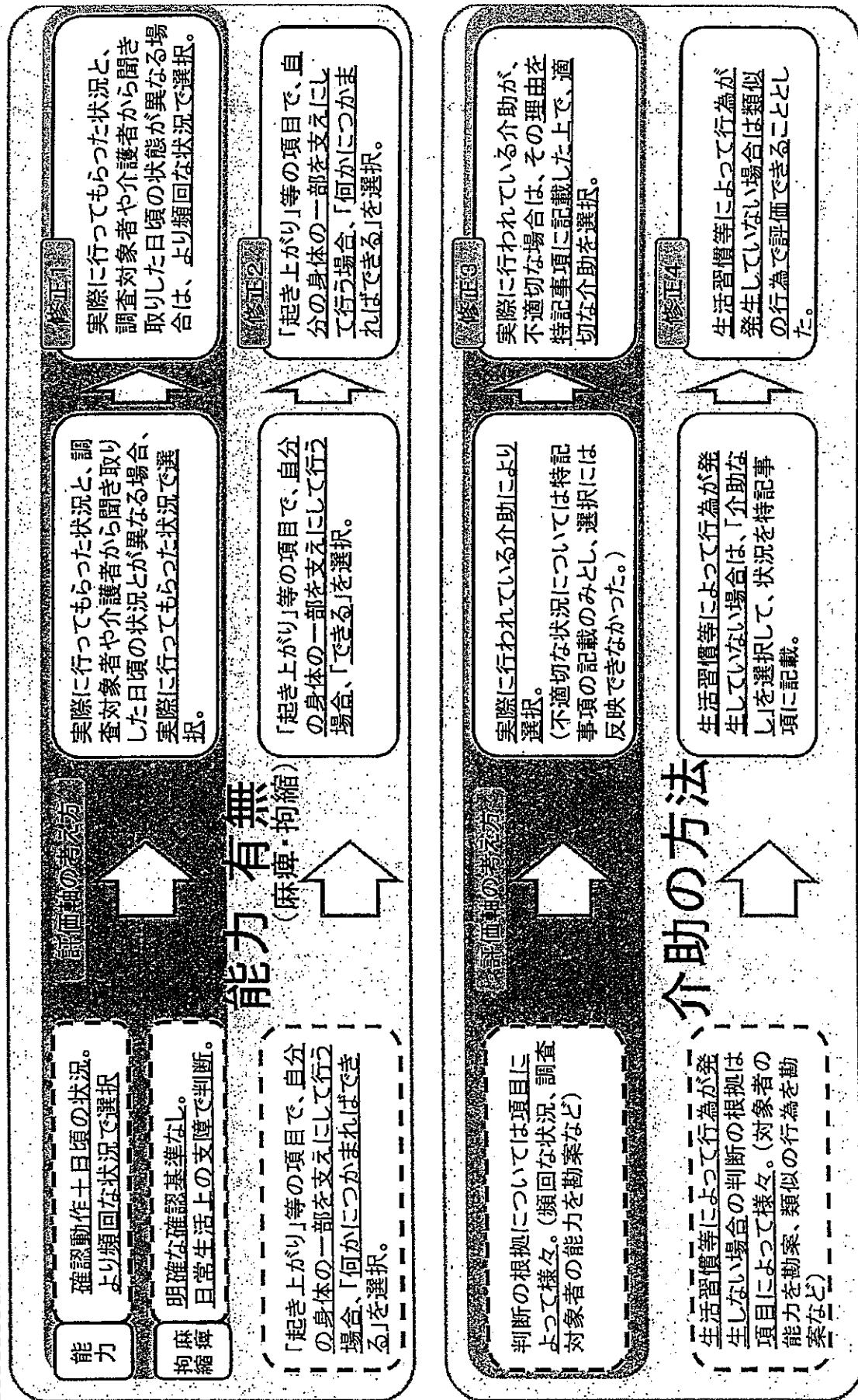
認定調査員テキストの修正について

- 21年度からの認定調査員テキストの見直しに伴い、多くの調査項目が自治体間の項目選択率のバラツキが小さくなつた中、いくつかの項目については、バラツキが大きくなつた。
- また、特定の調査項目については、自治体等から質問・意見が多く寄せられ、これらの項目は、必ずしも認定調査や認定審査会の現場にとつて理解しやすいものではなかつた可能性がある。
- さらに、全国データを用いたこれまでの検証において、要介護度別の分布については、見直し後も中・重度者の割合に大きな変化はないが、非該当者及び軽度者の割合は若干増加した結果となつている。
- そこで、バラツキが大きくなつた項目や、質問・要望等が多く寄せられた項目、認定調査の上でそれらの項目と同様の考え方を中心として、理解しやすく、現実的なものを目指し、自治体に多大な負担がかからないよう配慮しつつ、調査項目に係る定義の修正を行うこととしてはどうか。

認定調査員テキストの経緯と修正について（概要）

2006年テキスト

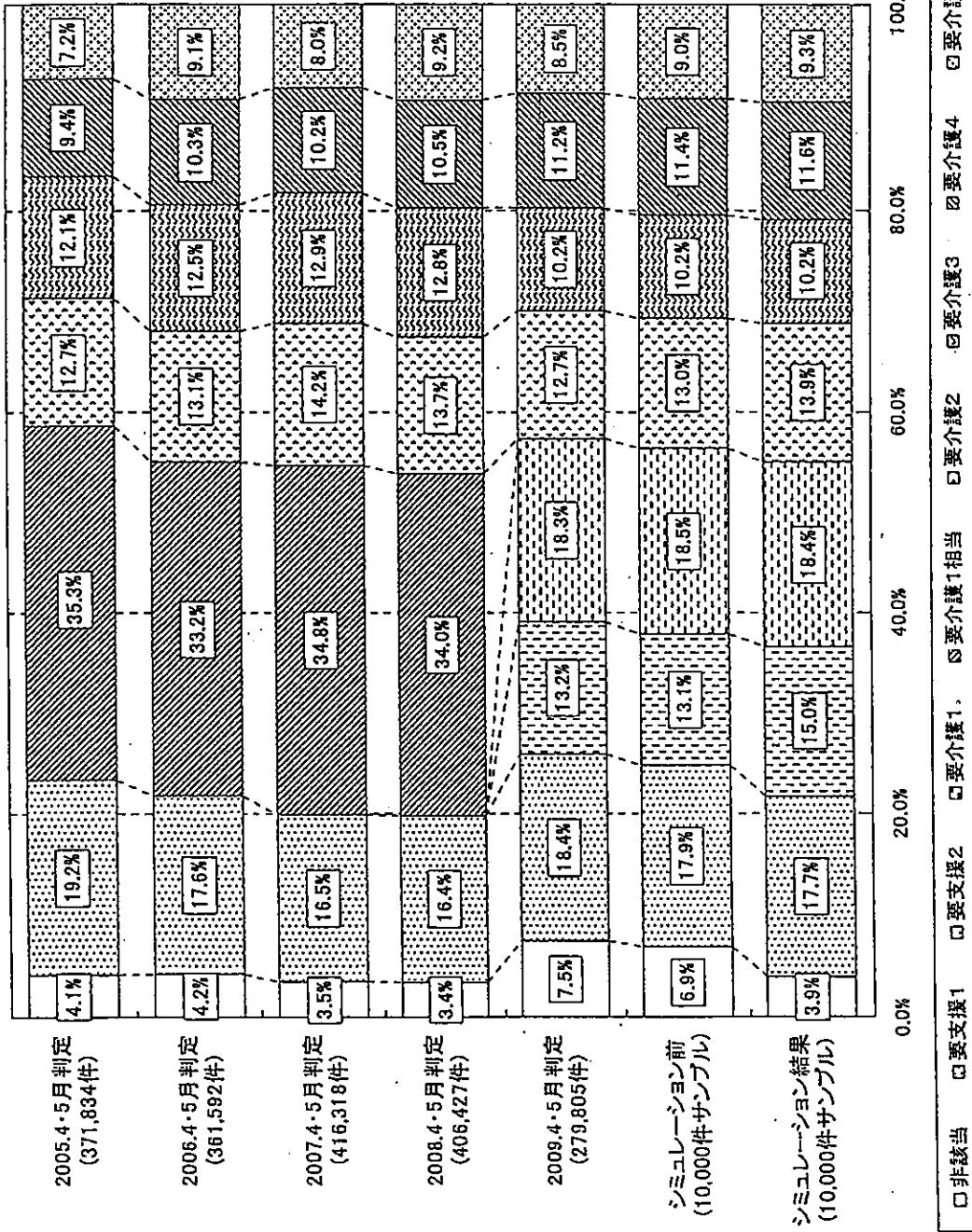
2009年テキスト修正（案）



※ その他の個別の修正については、別紙を参照

シミュレーション結果

一次判定結果



介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算）

来るべき超高齢社会を迎える中で、國民が安心して老後を迎えることができるようになりますとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

（注）雇用創出量については、事業者の見込み具合等によつては、今後変動があり得る。

【介護力の向上・雇用創出】

- ・介護拠点等の緊急整備を通じた老後の安心確保
- ・今後3年間で介護職員等の介護人材約30万人の雇用創出を目指す

①介護拠点等の緊急整備

特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点の緊急整備を通じた雇用の創出

②現任の介護職員等の研修支援

現任の介護職員等の研修支援を通じた代替雇用の創出

③地域相談体制の強化

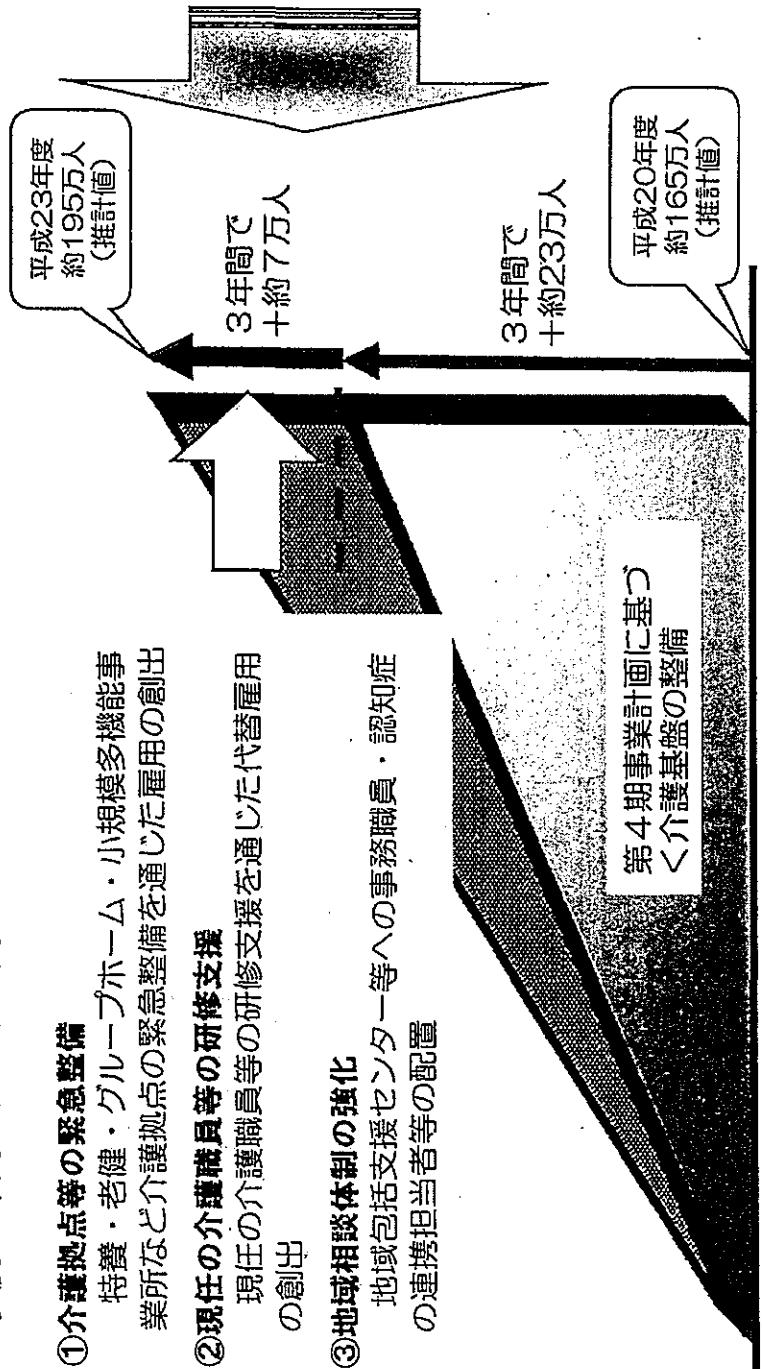
地域包括センター等への事務職員・認知症の連携担当者等の配置

④事業計画に基づく介護基盤の整備

3年間で
+約23万人

第4期事業計画に基づく介護基盤の整備

平成20年度
約165万人
(推計値)



平成21～23年度

（注1）「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出量については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の認定額計値（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。

（注2）雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。

介護拠点等の緊急整備

(1) 目的

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金(市町村交付金)の拡充、施設整備に係る都道府県による補助金に対する地方財政措置の拡充等を通じて、特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点等を緊急に整備する。

(2) 助成対象となる介護拠点

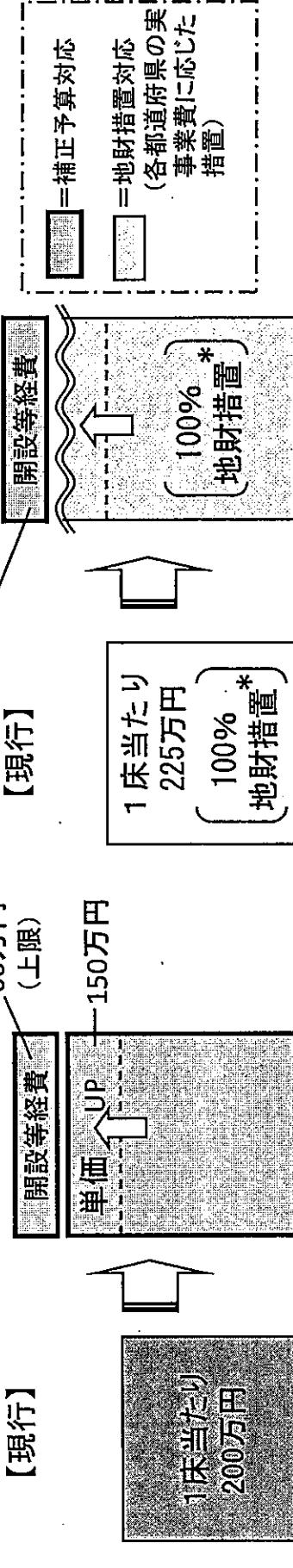
- ①市町村交付金の拡充により対応する介護拠点
小規模(定員29人以下)特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- ②都道府県補助に対する地方財政措置の拡充により対応する介護拠点
定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス

(3) 助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)

【改正案】
60万円
〔現行〕
開設等経費
(上限)
単価 UP
+ 150万円

*「特別の地方債」の起債対象となり、その元利
償還金が100%普通交付税で手当てされる。

【改正案】



市町村交付金

都道府県補助分

※ 大都市部等における用地確保を後押しするため、定期借地権の一時金に対して助成する。
※ (独)福祉医療機構の融資の拡充(融資率の拡大(90%)、当初5年間の利率引き下げ(財投▲0.5%))についても実施。

(4) 事業規模 合計約3,011億円(3年分)

介護職員処遇改善交付金（仮称）

(1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していくよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

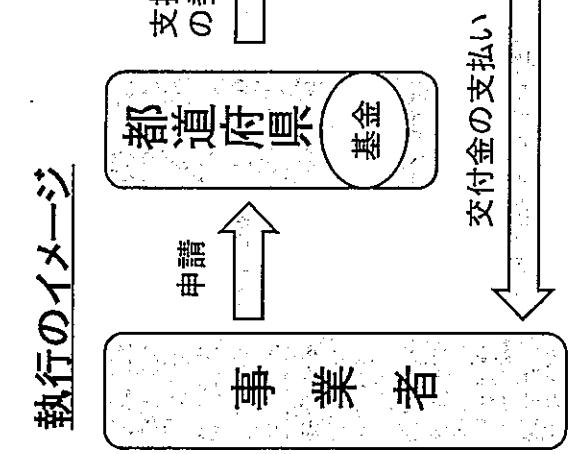
(2) 補助の概要

介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金(仮称)を介護報酬とは別に交付する。

交付額は、各サービス毎の介護職員数(常勤換算)に応じて定める交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

(3) 支付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。(支払いは国保連に委託)
- ② 財源 : 国費 10/10
- ③ 支付対象:以下の要件を全て満たす事業者
(ア)各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
(イ)22年度以降については、キャラリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 交付額 : 介護報酬総額 × サービス毎に定める交付率
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。



(4) 事業規模 合計約3,975億円 <介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額>

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

サービスごとの交付率

サービス名	交付率
・(介護予防)訪問介護	4.0%
・(介護予防)訪問入浴介護	1.8%
・(介護予防)通所介護	1.9%
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.7%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護	3.0%
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.9%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護	4.2%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.9%
・介護福祉施設サービス	2.5%
・(介護予防)短期入所生活介護	1.5%
・介護保施設サービス	1.1%
・介護療養施設サービス	0%
【助成対象外】	
・(介護予防)訪問看護	
・居宅介護支援	
・(介護予防)福祉用具貸与	

※ 当該サービスの交付率 = 当該サービスの介護職員数(常勤換算)(全国計) × 15,000円 × 12ヶ月

当該サービスの総費用額(全国計)

平成21年度介護従事者処遇状況調査

(1) 調査目的

介護従事者の人材確保や処遇改善を目的とした「平成21年度介護報酬改定」による介護従事者の処遇改善状況や、国の平成21年度補正予算（緊急経済対策）による介護職員の更なる処遇改善を目的とした「介護職員処遇改善交付金」の活用意向を把握するもの。

(2) 調査対象

福岡市介護保険事業者協議会の会員（ただし、市内に事業所のない法人、居宅療養管理のみの法人、福祉用具貸与・購入のみの法人を除く）。

対象：152法人

(3) スケジュール

平成21年7月 調査票送付
8月 回答集計

(4) 回答状況

調査法人：152
回答法人：120（回答率78.9%）

(5) 調査票

別紙参照

(6) 調査結果

別紙参照

平成 21 年度介護従事者処遇状況調査

平成 21 年 7 月
調査主体：福岡市

<ご記入にあたって>

1. この調査は、経営主体（法人）単位で回答して頂くものです。
2. この調査票は、福岡市介護保険事業者協議会の会員の皆様にお送りしています。
3. 回答内容は、統計的に整理いたしますので、お答えいただいた法人個別の回答内容がそのまま公表されることは一切ございません。
4. 記入は鉛筆、ボールペンなど何でもかまいません。
5. 回答は、問の順番どおりに進み、当てはまる項目の番号を○で囲んでください。
6. 質問によっては回答していただく方が限られる場合がありますので、矢印や案内にそってお答えください。
7. ご記入いただいた本調査票を、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、
8月18日（火）までにご提出願います。

< お問い合わせ先 >

福岡市 保健福祉局 介護保険課

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

TEL : 092-733-5452 Fax : 092-726-3328

「平成 21 年度介護従事者処遇改善状況調査」担当

回答者の属性についておうかがいします

問1 介護保険サービスの経営主体について、該当する番号に○をつけてください。

- | | |
|----------|-------------|
| 1 社会福祉法人 | 4 株式会社・有限会社 |
| 2 医療法人 | 5 N P O |
| 3 社団法人 | 6 その他 |

問2 平成21年6月30日時点において、貴法人が運営している介護保険サービスすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 訪問介護（※） | 11 夜間対応型訪問介護 |
| 2 訪問入浴介護（※） | 12 認知症対応型通所介護（※） |
| 3 訪問看護（※） | 13 小規模多機能型居宅介護（※） |
| 4 訪問リハビリテーション（※） | 14 認知症対応型共同生活介護（※） |
| 5 通所介護（※） | 15 地域密着型特定施設 |
| 6 通所リハビリテーション（※） | 16 地域密着型介護老人福祉施設 |
| 7 短期入所生活介護（※） | 17 介護老人福祉施設 |
| 8 短期入所療養介護（※） | 18 介護老人保健施設 |
| 9 特定施設入居者生活介護（※） | 19 介護療養型医療施設 |
| 10 居宅介護支援 | （※）は、介護予防を含む |

介護報酬改定への対応の状況をおうかがいします

問3 平成21年4月1日～6月30日の間の介護保険サービスにおける介護従事者の給与等の引き上げ(手当の新設含む)状況について、該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 平成21年度介護報酬改定を踏まえて給与等を引き上げた | |
| 2 平成21年度介護報酬改定にかかわらず給与等を引き上げた | |
| 3 定期昇給を実施した | |
| 4 給与等の引き上げは行わなかったが、1年内に引き上げる予定 | |
| 5 給与等の引き上げを行っておらず、今後も引き上げる予定なし | |
| 6 その他(具体的に: |) |

問4 (1)へお進みください

3, 5, 6のみに○をつけた場合は、
問5へお進みください

【問3で「1」、「2」または「4」に○をつけた方におうかがいします】

問4 給与等の引き上げ（手当の新設を含む）の対象者

（1）介護保険サービスの介護従事者の給与等の引き上げ（手当の新設を含む）について、該当する番号すべてに○をつけてください。（複数回答可）

なお、1年以内に給与等を引き上げる予定の場合も、本問についてお答えください。

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 1 介護従事者全員について、給与等を引き上げ（予定） | <input type="checkbox"/> |
| 2 何らかの要件に該当した介護従事者のみ、給与等を引き上げ（予定） | <input type="checkbox"/> |
| 3 給与等を引き上げる予定だが、対象者については未定 | <input type="checkbox"/> |

1、3のみに○をつけた場合は、
問4.(3)へお進みください

【問4(1)で「2」と答えた方におうかがいします】

（2）給与等の引き上げ（手当の新設を含む）の要件について、該当する番号すべてに○をつけてください。（複数回答可）

- | |
|--------------------------|
| 1 勤続年数を要件として引き上げ |
| 2 経験年数を要件として引き上げ |
| 3 資格の保有を要件として引き上げ |
| 4 勤務体系（常勤・非常勤）を要件として引き上げ |
| 5 雇用形態（正規・非正規）を要件として引き上げ |
| 6 勤務時間を要件として引き上げ |
| 7 管理職について引き上げ |
| 8 管理職以外の者について引き上げ |
| 9 その他（具体的に：） |

（3）介護保険サービスの介護従事者の各種手当てについて引き上げまたは新設を行ったものすべてに○をつけてください。1年以内に給与等を引き上げる（手当の新設を含む）予定の場合も、本問についてお答えください。引き上げまたは新設を行っていない場合は、8に○をつけてください。（複数回答可）

- | |
|----------------------|
| 1 夜勤手当 |
| 2 時間外手当（早朝・深夜・休日手当等） |
| 3 家族（扶養）手当 |
| 4 通勤手当 |
| 5 職務手当（役付手当等） |
| 6 資格手当 |
| 7 その他（具体的な名称：） |
| 8 引き上げまたは新設なし |

問5 介護従事者に対する処遇について、平成21年4月の介護報酬改定を受けた対応状況についておうかがいします。

下表の①～⑯の項目ごとに、該当する番号を
1つだけ〇をつけてください。
(〇はそれぞれ1つずつ)

(注)

従来…平成21年3月31日以前
今回…平成21年4月1日～6月30日
今後…1年以内

1 今従来より実施して(改善)が、した	2 今従来より内容等は変更してい、ない	3 今従来新たに実施していなかつたが、	4 い従来ないが、び今後実施する予定	5 おらず、よび今後実施する予定なし
------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------

【処遇全般】		1	2	3	4	5
① 職員(事務職員等)の増員(派遣を含む)による業務負担の軽減		1	2	3	4	5
② 夜勤の見直しや有給休暇の取得促進等の労働条件の改善		1	2	3	4	5
③ 能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映		1	2	3	4	5
④ 昇給や昇進・昇格要件の明確化		1	2	3	4	5
⑤ 非正規職員から正規職員への転換機会の確保		1	2	3	4	5
⑥ 賃金体系等の人事制度の整備		1	2	3	4	5
その他(具体的に)						
【教育・研修】		1	2	3	4	5
⑦ 資格取得や能力向上に向けた教育研修機会の充実や対象者の拡大		1	2	3	4	5
⑧ 資格取得や外部研修参加に係る費用等の負担(一部含む)		1	2	3	4	5
⑨ 部下指導を管理職等の役割として明確化		1	2	3	4	5
⑩ 新人職員の指導担当・アドバイザーの設置		1	2	3	4	5
その他(具体的に)						
【職場環境】		1	2	3	4	5
⑪ 定期的なミーティング等による仕事上のコミュニケーションの充実		1	2	3	4	5
⑫ 仕事内容や労働条件に関する個別面談機会の確保		1	2	3	4	5
⑬ 腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実		1	2	3	4	5
⑭ 出産・子育て・家族等の介護を行う職員への支援の強化		1	2	3	4	5
⑮ 事故やトラブルへの対応体制の整備		1	2	3	4	5
その他(具体的に)						

介護報酬改定に係る加算の状況をおうかがいします

問6 平成21年4月以降の介護報酬改定に係る加算の取得について、該当する番号に○をつけてください。(○は1つ)

- 1 平成21年6月サービスまでに介護報酬改定に係る加算を取得した
- 2 これまで介護報酬改定に係る加算を取得していないが、今後体制を整えて1年以内に加算を取得する予定
- 3 これまで介護報酬改定に係る加算を取得しておらず、今後も加算のための体制整備等を行う予定なし

介護職員処遇改善交付金についておうかがいします

問7 介護職員処遇改善交付金について

(1) 介護職員処遇改善交付金の活用の意向について、該当する番号に○をつけてください。(○は1つ)

- 1 申請する予定
- 2 申請しない
- 3 検討中で分からぬ
- 4 交付金の対象ではない、交付金のことを知らない

(2) 介護職員処遇改善交付金を申請するために行ったまたは行う予定の介護職員の処遇改善の状況について、該当する番号すべてに○をつけてください。(複数回答可)

- 1 平成21年6月末までに、基本給や手当を引き上げている
- 2 平成21年6月末までに、一時金を支給している
- 3 今後、基本給や手当を引き上げる予定
- 4 今後、一時金を支給する予定

平成21年度介護従事者処遇状況調査結果

<調査目的>

介護従事者の人材確保や処遇改善を目的とした「平成21年度介護報酬改定」による介護従事者の処遇改善状況や、国の平成21年度補正予算(緊急経済対策)による介護職員の更なる処遇改善を目的とした「介護職員処遇改善交付金」の活用意向を把握するもの。

<調査対象>

福岡市介護保険事業者協議会の会員(ただし、市内に事業所のない法人、居宅療養管理のみの法人、福祉用具貸与・購入のみの法人を除く)。

<回答状況>

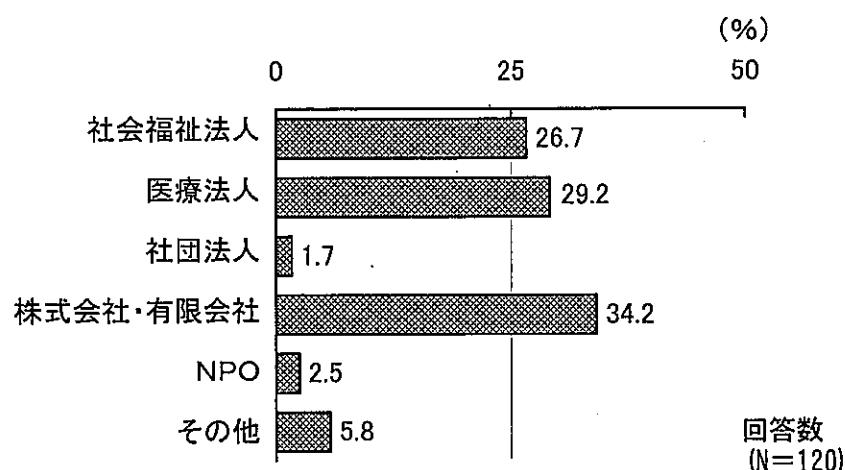
調査法人：152

回答法人：120 (回答率78.9%)

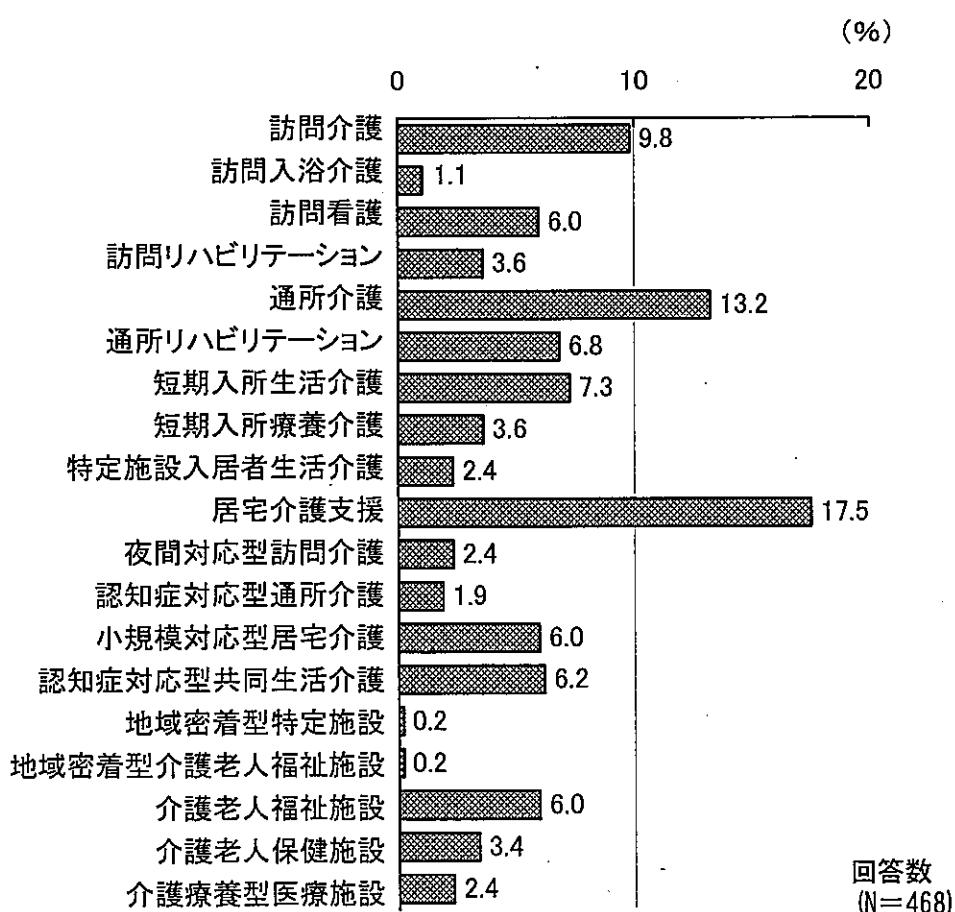
平成21年8月

福岡市介護保険課

問1 介護保険サービスの経営主体について

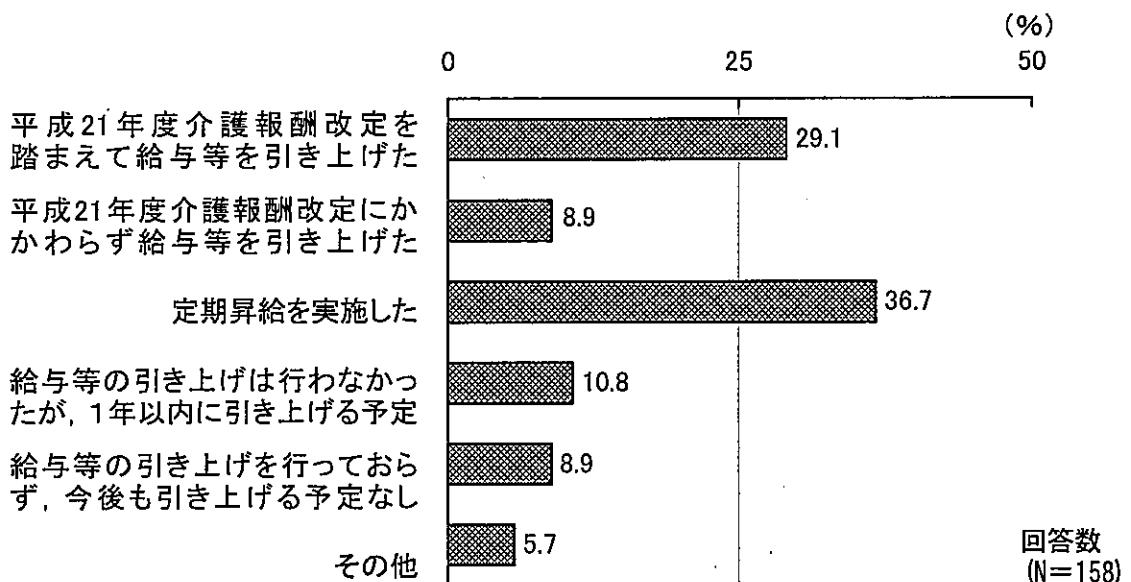


問2 平成21年6月30日時点で、法人が運営している介護保険サービスについて（複数回答可）



- ◆実施している介護サービスの種類では、「居宅介護支援」(17.5%)が最も多く、次いで「通所介護」(13.2%), 「訪問介護」(9.8%)の順となっている。
- ◆なお、単一サービスを実施しているのは20法人で全体の16.7%。

問3 平成21年4月1日～6月30日の間の介護保険サービスにおける介護従事者の給与等の引き上げ（手当の新設含む）状況について（複数回答可）

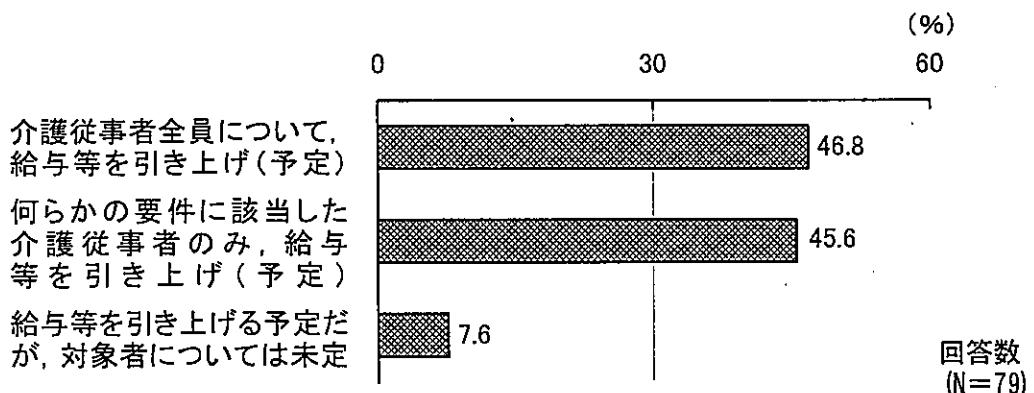


- ◆平成21年6月末までに実施されている改善内容では、給与等の引き上げが38.0%，次いで定期昇給が36.7%となっている。
- ◆一方、法人別の回答内容によると、すでに定期昇給や給与等の引き上げを行ったのは120法人中の85法人(70.8%)。予定も含めると101法人(84.2%)となっている。また、給与等の引き上げを行わないのは14法人(11.7%)となっている。

【給与等の引き上げを行ったか1年以内に行う予定がある場合】

問4 給与等の引き上げ（手当の新設を含む）の対象者

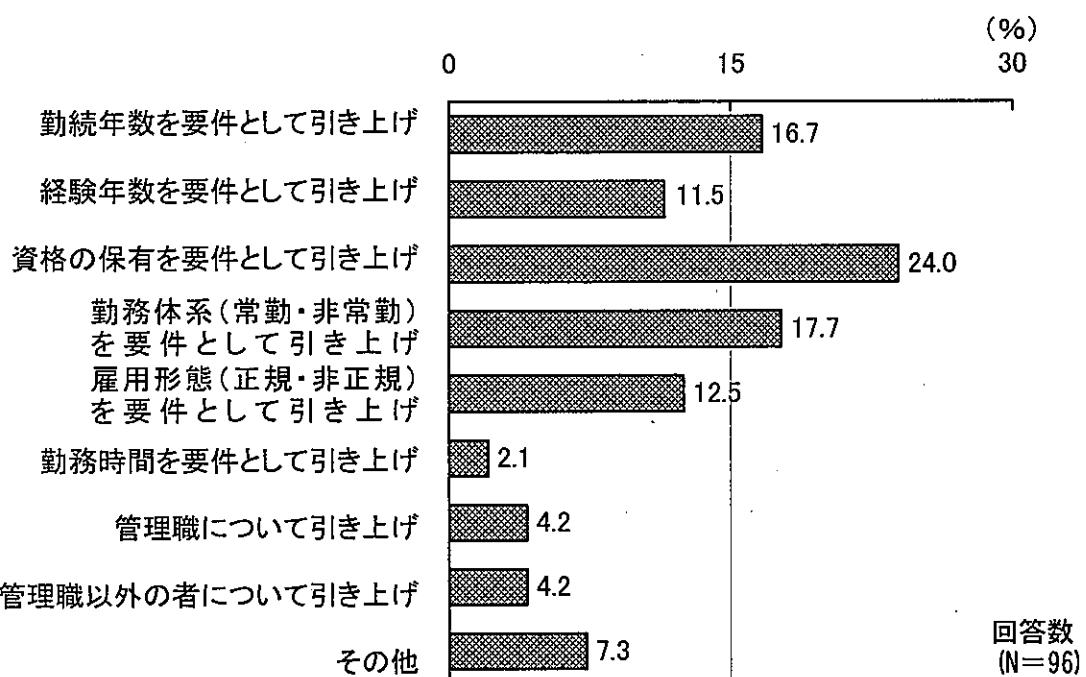
- (1) 介護保険サービスの介護従事者の給与等の引き上げ（手当の新設を含む）について
(複数回答可)



- ◆給与等の引き上げにおいて、介護従事者全員を対象とする法人と何らかの要件に該当する者のみを対象とする法人がそれぞれ約半数となっている。

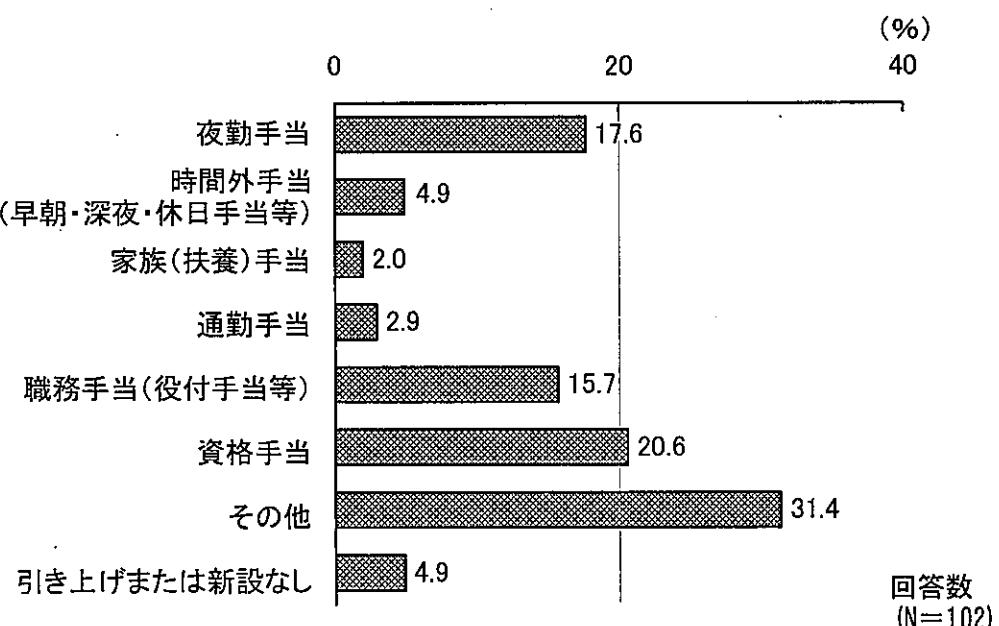
【何らかの要件に該当した者のみ給与等を引き上げる場合】

(2) 給与等の引き上げ(手当の新設を含む)の要件について(複数回答可)



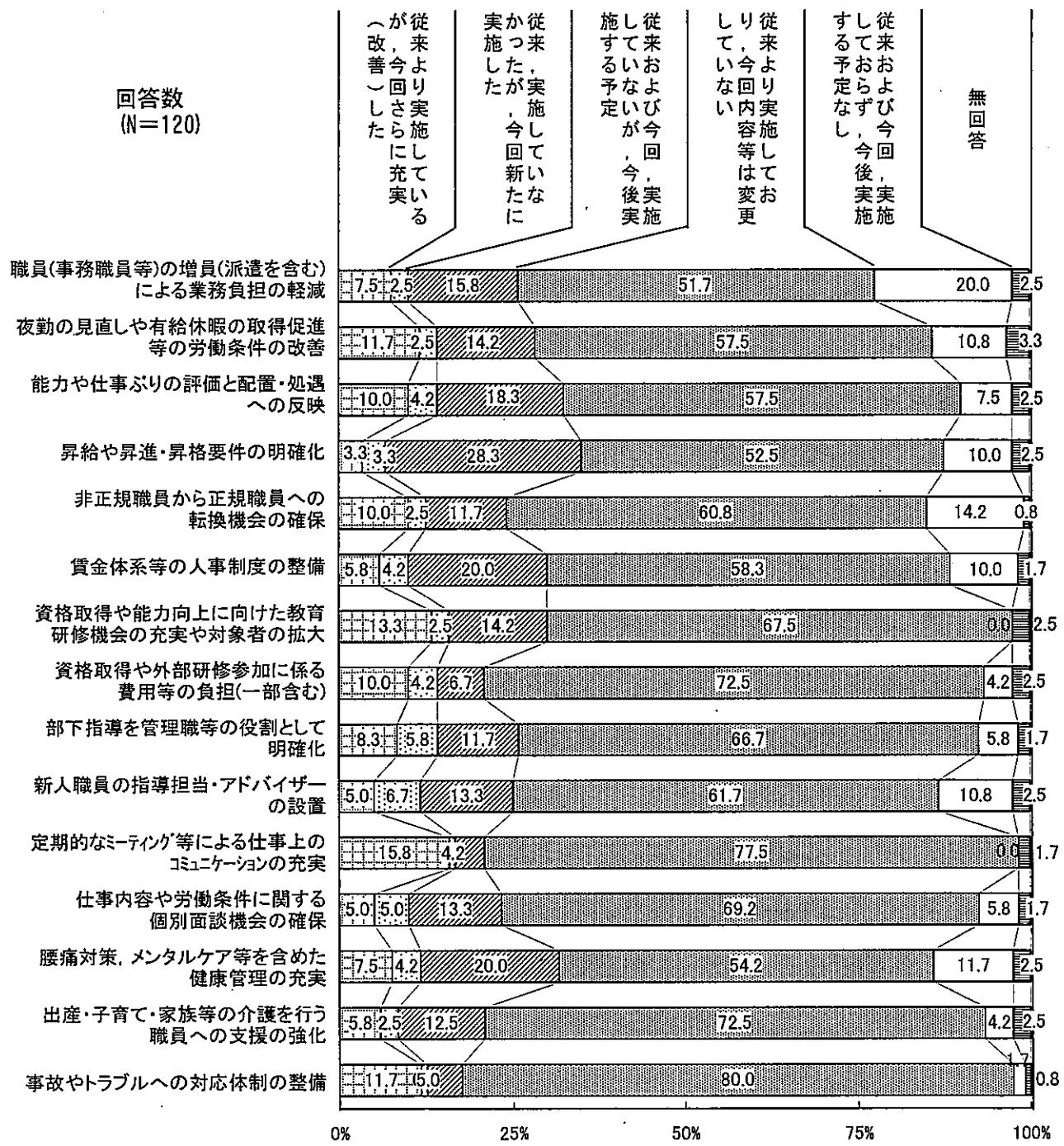
◆給与等引き上げ要件の上位は、「資格の保有」(24.0%), 「勤務体系(常勤・非常勤)」(17.7%), 「勤続年数」(16.7%)となっている。

(3) 介護保険サービスの介護従事者の各種手当てについて引き上げまたは新設を行ったものについて(1年以内に給与等の引き上げや手当の新設を行う予定の場合も)(複数回答可)



◆引き上げまたは新設した手当は、「資格手当」(20.6%), 「夜勤手当」(17.6%)が多い。
◆「その他」では、「調整手当」「特別手当」「処遇改善手当」「業務手当」などとなっている。

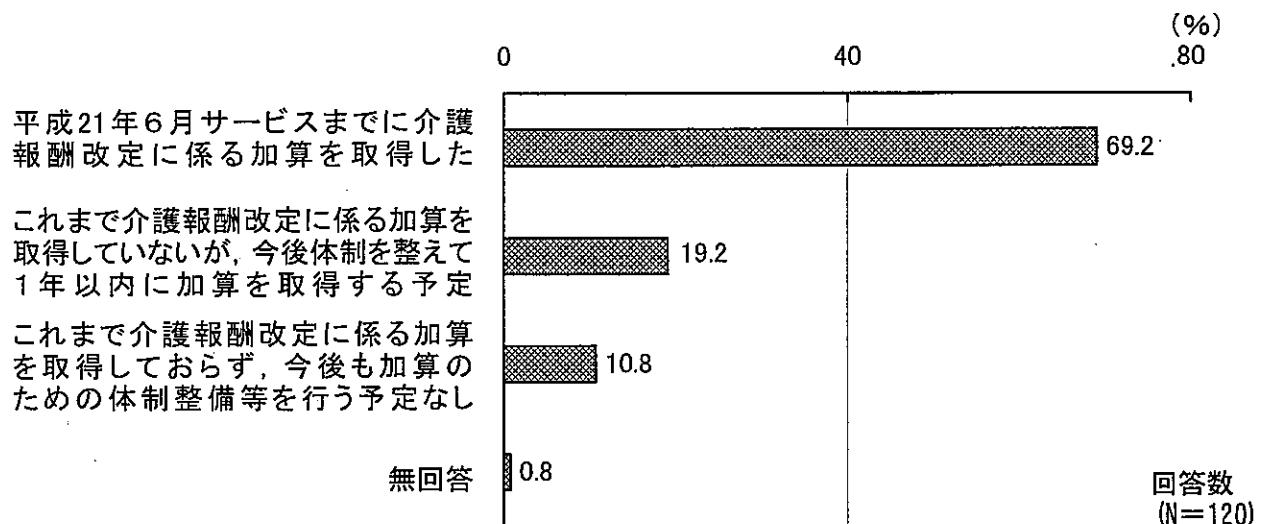
問5 介護従事者に対する処遇に関する、介護報酬改定を受けた対応状況について
(各項目につき回答は1つ)



◆予定も含め、更なる充実や新たに実施した処遇改善項目については、「昇給や昇格要件の明確化」「能力等の評価と配置・処遇への反映」「健康管理の充実」「賃金体系等の人事制度の整備」「教育研修機会の充実等」が上位となっている。

◆一方、取り組みの少ない項目は、「職員の増員による業務負担軽減」や「非正規職員から正規職員への転換機会の確保」などとなっている。

問6 平成21年4月以降の介護報酬改定に係る加算の取得について（回答は1つ）

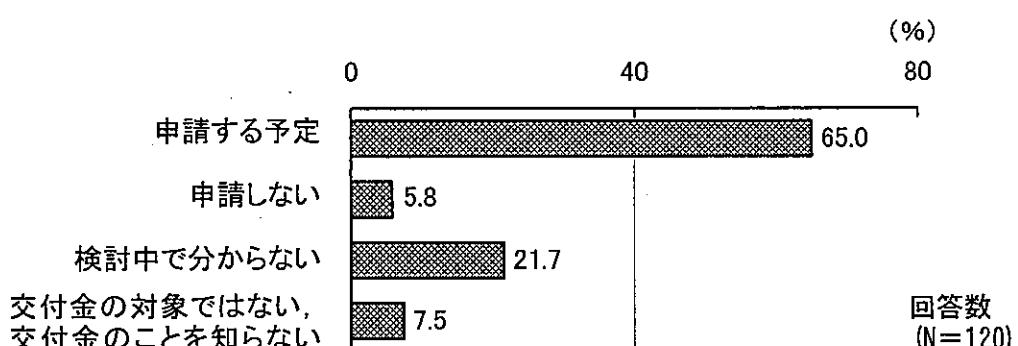


◆平成21年6月までの介護サービス実施において介護報酬改定に係る加算を取得した法人は
69.2%。

今後1年以内には88.4%の法人が加算を取得する予定となっている。

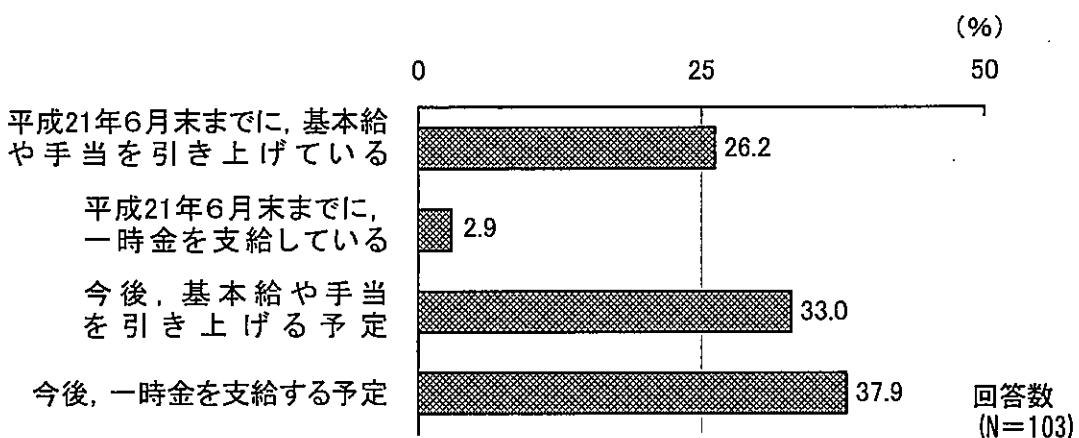
問7 介護職員処遇改善交付金について

(1) 介護職員処遇改善交付金の活用の意向について（回答は1つ）



◆介護職員処遇改善交付金を申請する予定の法人は65.0%。

(2) 介護職員処遇改善交付金を申請するために行ったまたは行う予定の介護職員の処遇改善の状況について（複数回答可）



◆介護職員処遇改善交付金の使途については、「一時金の支給予定」(37.9%)が最多く、次いで「今後、基本給等を引き上げる予定」(33.0%), 「平成21年6月末までに基本給等を引き上げている」(26.2%)となっている。

分科会の今後の進め方について

高齢者保健福祉専門分科会の今後のスケジュール（案）について

【平成21年度】

■平成22年2月（第2回）

- 高齢者保健福祉施策の実施状況について
- 第4期介護保険事業の実施状況について
- 「福岡市高齢者実態調査」における調査項目（原案）について

【平成22年度】

■平成22年9月（第1回）

- 高齢者保健福祉施策の実施状況について
- 第4期介護保険事業の実施状況について
- 「福岡市高齢者実態調査」の実施について

■平成23年2月（第2回）

- 高齢者保健福祉施策の実施状況について
- 第4期介護保険事業の実施状況について
- 「福岡市高齢者実態調査」の実施報告（調査結果速報）について

【平成23年度】

- 「福岡市高齢者保健福祉計画（平成24～26年度）」の策定

〔
・専門分科会を年5回程度開催
・高齢者支援事業部会及び介護給付費・基盤整備部会の各部会を年4回程度開催〕

